

大田原市

次世代育成支援対策行動計画(後期)

～子育て応援プラン～



平成 22 年 3 月

はじめに

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域社会全体の大切な宝物です。近年、核家族化や少子化の進行、女性の社会進出や多様化するライフスタイルなどにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に出生率低下による急激な少子化の進行は、子どもの健やかな成長をはじめ、社会経済の活力低下など、社会全体に様々な影響を与えることから、国は「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代を担う子どもが健やかに生れ育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画の策定を義務づけ、平成17年度から10年間の計画的な取組みを推進することといたしました。

このような状況の中で、平成17年10月1日に大田原市、湯津上村及び黒羽町が合併し、新生大田原市が誕生したところであります。新市の将来像「住む人が輝き、来る人が安らぐ、幸せ度の高いまち」を目指し、次世代育成支援対策行動計画（前期行動計画）を実施してまいりましたが、このたび後期行動計画を策定しました。

後期行動計画は、核家族の進行、共働き世帯の増加、雇用形態の変化、未婚による出産、ひとり親家庭の増加、DV、児童虐待などが社会問題化している中で、「新大田原レインボープラン」、「大田原市母子保健計画」などの諸政策等を踏まえ、安心して子どもを生み、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりを推進するために策定したものであります。子育て支援は、行政ばかりでなく、家庭、地域、企業等の皆様と協働で進めていくことが極めて重要でありますので、市といたしましては、関係機関、関係団体等と連携を図りながら本計画の実現に向けて積極的に取り組んで参ります。

ここに、改めてこの計画の策定にあたってご尽力いただきました大田原市子育て環境づくり推進会議委員の皆様並びに貴重なご意見をいただきました関係各位に心から感謝申し上げますとともに、「子育て環境日本一を目指して」の実現に向け、各種施策を推進して参りますので、市民各位のなご一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

大田原市長 千保一夫

目 次

第1章 行動計画策定にあたって

第1節 行動計画策定の趣旨	1
第2節 行動計画の性格と位置付け	2
第3節 行動計画の期間	2
第4節 行動計画の策定体制	3
1 行動計画の策定体制	3
2 行動計画の点検・評価	3

第2章 大田原市の現状

第1節 少子化の動向	5
1 人口の推移と推計	5
2 年少人口の推移と推計	6
3 自然動態の推移	7
4 世帯数の推移	8
5 ひとり親家庭の推移	9
6 婚姻・離婚の推移	10
7 未婚率の推移	11
8 合計特殊出生率の推移	12
9 就業率の推移	13
10 産業別就業者割合の推移	14
第2節 子育て関連施策の現状	15
1 保育所の状況	15
2 幼稚園の状況	16
3 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況	17
4 子育て支援施設の利用状況	18
5 障害児の福祉サービス	18
第3節 母子保健事業の状況	19
1 母性及び乳幼児の健康の確保及び推進	19
2 児童・生徒の健康の確保及び推進	20
第4節 ニーズ調査による子育て家庭の現況	21
1 ニーズ調査の概要	21
2 ニーズ調査の結果からみた子育て家庭	22
第5節 前期行動計画の事業評価	29
第6節 後期行動計画に向けての課題	30

第3章 後期行動計画の基本理念

第1節 基本理念.....	31
第2節 基本的視点.....	32
第3節 基本目標.....	33
第4節 施策の体系.....	35

第4章 基本施策

第1節 地域における子育ての支援.....	37
1 地域子育て支援サービスの充実.....	37
2 保育サービスの充実.....	39
3 児童健全育成の推進.....	41
4 子育て支援情報の充実.....	42
5 経済的負担の軽減.....	44
第2節 母子の健康確保及び増進.....	46
1 安心して出産できる環境づくり.....	46
2 子どもと母親の健康の確保.....	48
3 食育の推進.....	49
4 思春期保健対策の充実.....	50
5 小児医療の充実.....	51
第3節 保護が必要な子どもや家庭への支援.....	52
1 児童虐待防止対策の充実.....	52
2 ひとり親家庭への支援.....	53
3 障害児への支援の充実.....	54
第4節 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備.....	56
1 家庭・地域の教育力の向上.....	56
2 「生きる力」を育む学校教育の推進.....	57
3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	58
第5節 仕事と子育ての両立の推進.....	59
1 仕事と子育ての両立の推進.....	59
第6節 子どもの安全の確保.....	61
1 犯罪防止策の推進.....	61
2 交通安全教育の推進.....	62
3 不安を抱える子どもの支援体制の充実.....	63
第7節 子育てを支援する生活環境の整備.....	64
1 良好な住宅環境の整備.....	64
2 安心して外出できる環境の整備.....	65
3 出合いの場の提供、家族づくり支援.....	66

第5章 計画の実現に向けて

第1節 計画の実現に向けて.....	67
1 家庭の役割.....	67
2 地域の役割.....	67
3 企業等の役割.....	67
4 行政の役割.....	67
第2節 目標事業量の設定.....	68

資料編

大田原市子育て環境づくり推進会議設置要綱.....	71
平成20・21年度 大田原市子育て環境づくり推進会議委員委嘱名簿.....	72
平成21年度 大田原市子育て環境づくり推進会議専門部会委員名簿.....	73
行動計画策定までの経過.....	74

第1章

行動計画策定にあたって

第1章 行動計画策定にあたって

第1節 行動計画策定の趣旨

近年、わが国における急速な少子化への対策と、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、平成17年度から10年間の次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられました。

この行動計画は5年を一つの単位として、平成17年度から平成21年度を前期行動計画、平成22年度から平成26年度を後期行動計画と位置付けています。

しかし、前期行動計画の初年度となる平成17年度には、わが国の総人口が減少に転じ、合計特殊出生率*は1.26人となり、過去最低を更新しました。

こうしたことから、国は平成19年度に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を示し、少子化の背景を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造にあるとした上で、少子化対策を進めるに当たっては「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

本市では合併前の旧大田原市、旧湯津上村、旧黒羽町において、平成16年度にそれぞれ次世代育成支援行動計画（前期行動計画）を策定し、次世代対策の総合的な推進を図ってきました。

本計画では前期行動計画の見直しと評価を行うとともに、国の示す方向性や子どもを取り巻く環境の変化に対応し、本市の次世代育成対策として住民や企業などとともに共同で策定するものです。

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

第2節 行動計画の性格と位置付け

本計画は次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画の後期行動計画であり、本市の次世代育成支援の基本的方向を明らかにし、次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画となる大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」を踏まえるとともに、国の「行動計画策定指針」を参考とし、その他関連する福祉関連計画とも整合性をもたせて策定しました。

第3節 行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画は、平成17年度から施行し、平成17年度から平成21年度までを前期行動計画、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期行動計画として策定するものとします。



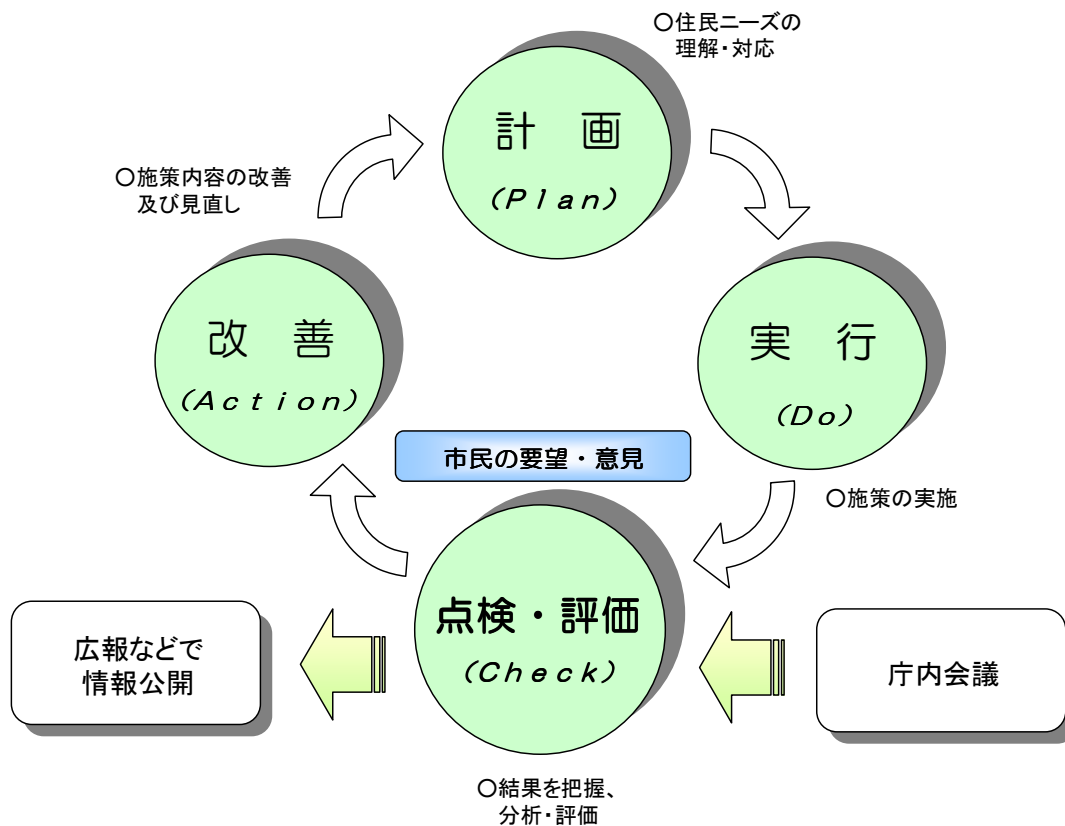
第4節 行動計画の策定体制

1 行動計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、教育関係者、保健福祉関係者、有識者等で構成された「大田原市子育て環境づくり推進会議」を設置し、後期行動計画策定に反映していくために様々な意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

2 行動計画の点検・評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検・評価については、関係各課と連携し市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に応じて適宜見直しを図ることとします。また、実施状況や点検・評価の結果については、市民に公開し、周知を図ります。



第2章

大田原市の現状

第2章 大田原市の現状

第1節 少子化の動向

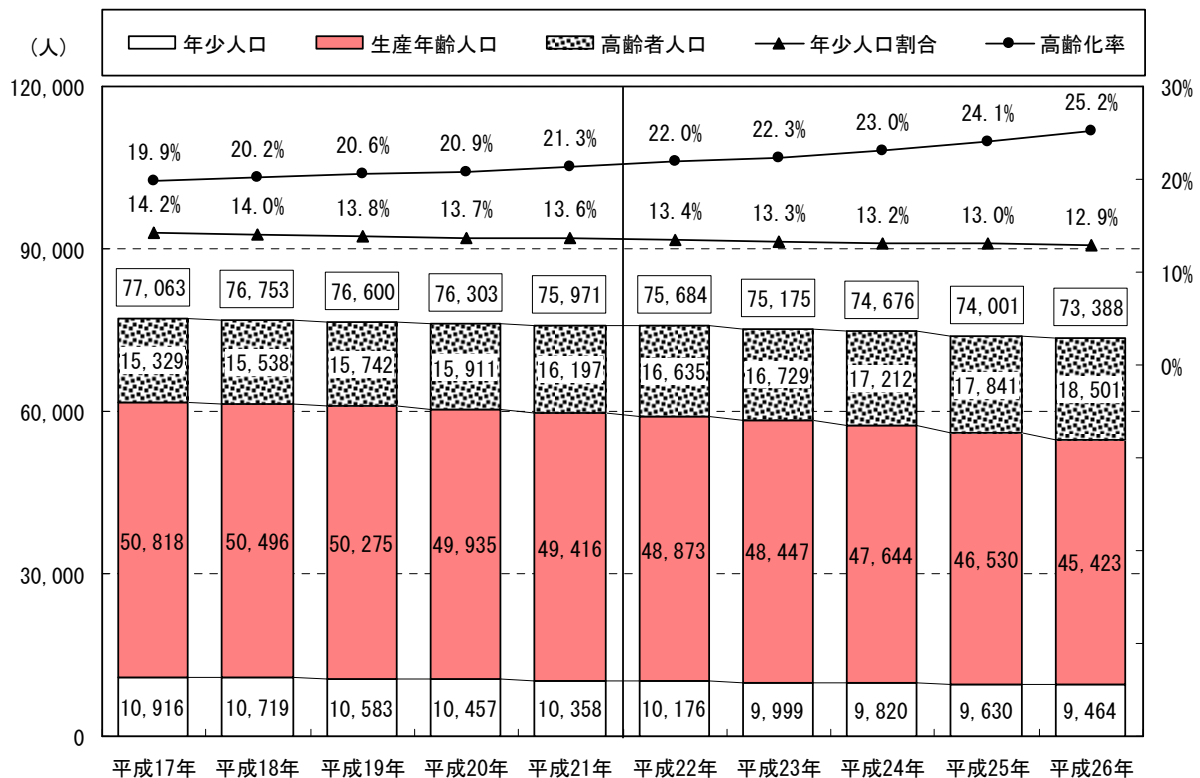
1 人口の推移と推計

本市の総人口は年々減少しています。

総人口に対する割合でも、年少人口は減少傾向にありますが、その反面高齢者人口は増加傾向となっており、相対的に少子高齢化が進んでいます。

また、平成17年から平成21年までの住民基本台帳人口を基にしてコーホート変化率法^{*1}により算出した平成22年から平成26年までの人口推計結果をみると、引き続き総人口は減少すると予測されます。

■ 総人口などの推移



資料:平成21年までは住民基本台帳 外国人登録含む 各年4月1日実績値

資料:平成22年以降、平成17年から平成21年の住民基本台帳を基にしたコーホート変化法による人口推計値

^{*1}コーホート変化率法:2点間の変化率を求めて人口を推計する方法

2 年少人口の推移と推計

0～14歳までの年少人口の推移では、平成17年から平成21年までの5年間で558人減少しています。

平成22年から平成26年までの人口推計の結果でも年少人口の減少が続くと予測されます。

■年少人口の推移



平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年

資料:平成21年までは住民基本台帳 外国人登録含む 各年4月1日実績値

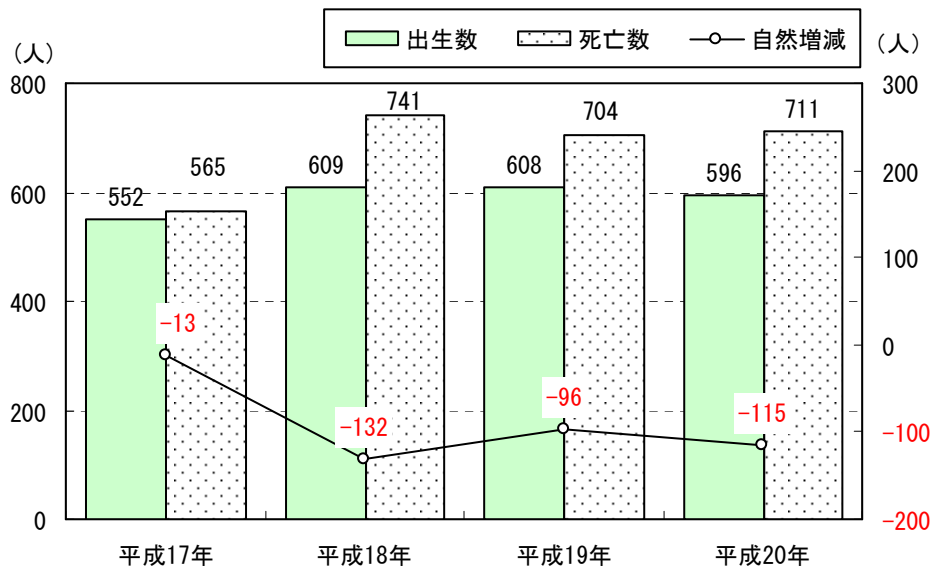
資料:平成22年以降、平成17年から平成21年の住民基本台帳を基にしたコーホート変化法による人口推計値

3 自然動態の推移

出生数と死亡数の推移では、死亡数が出生数を上回って推移しており、その差である自然動態は減少傾向となっています。

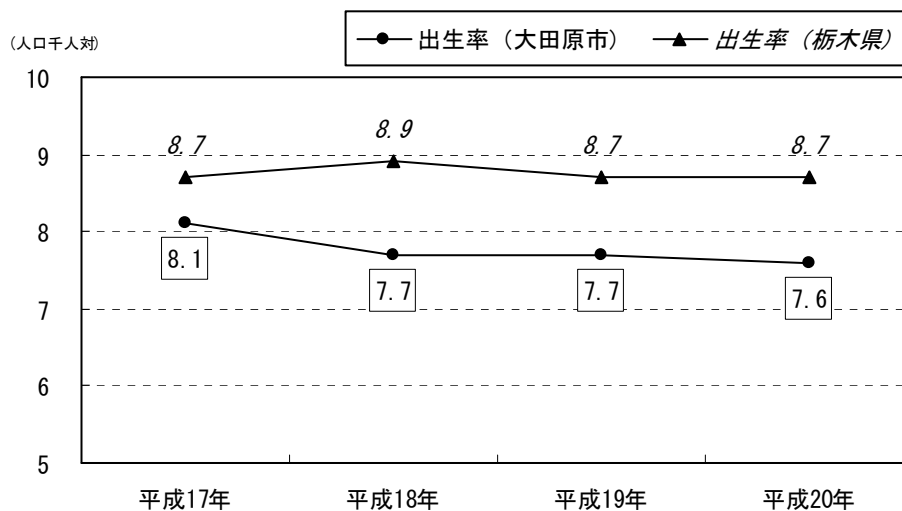
また出生率の推移では、県より1ポイント低く推移しています。

■自然動態の推移



資料:栃木県人口動態総覧

■出生率の推移



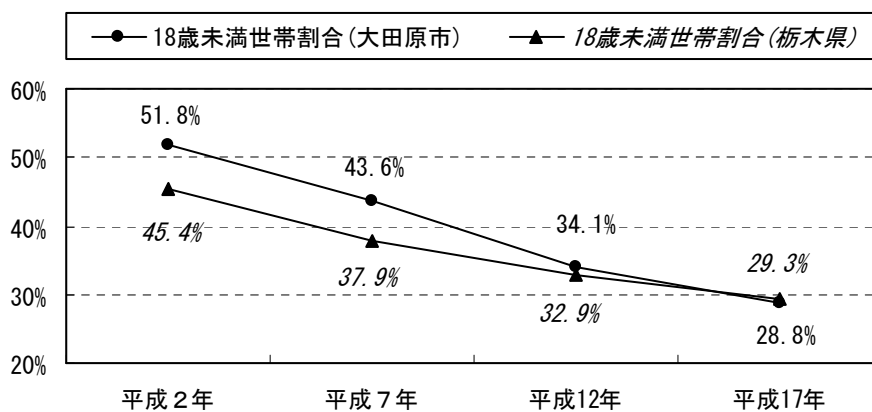
資料:栃木県人口動態総覧

4 世帯数の推移

18歳未満の児童がいる世帯の割合では、本市は減少傾向にあり、平成17年には県の割合を下回っています。

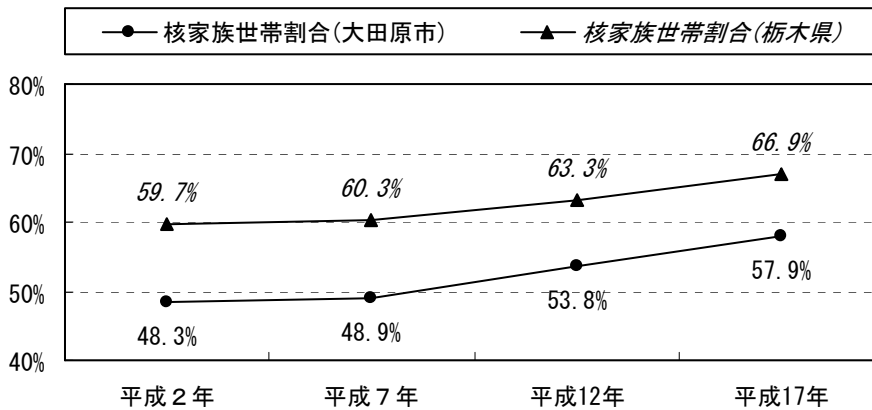
さらに、18歳未満児童がいる世帯に占める核家族の割合でも、本市は県より下回って推移しています。

■18歳未満の児童がいる世帯割合



資料:国勢調査

■18歳未満の児童のいる世帯数での核家族世帯割合



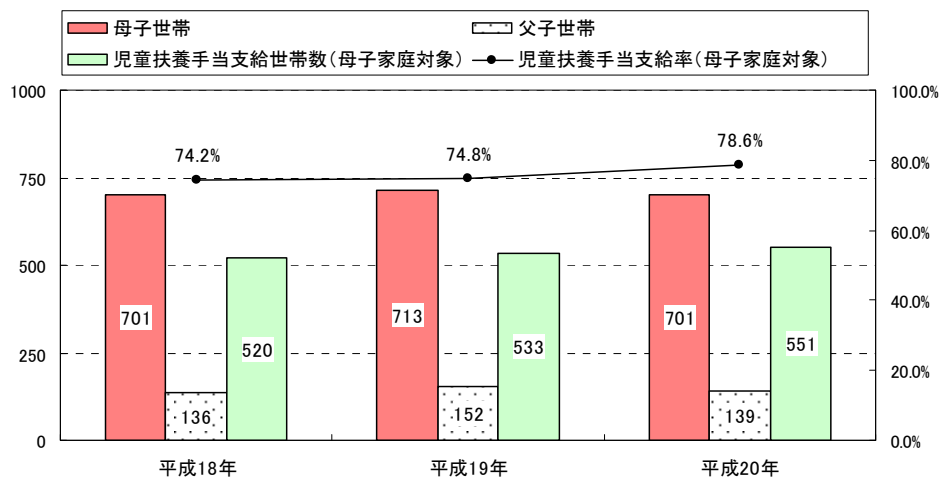
資料:国勢調査

5 ひとり親家庭の推移

18歳未満の児童がいる母子・父子世帯数はここ数年間横ばいの状況にありますが、母子世帯を対象とした児童扶養手当支給世帯数は増加傾向にあり、経済的支援を求める母子世帯が多くなっていることが伺えます。

*18歳未満児童がいる母子・父子世帯には、祖父母のいる世帯も含まれます。

■ひとり親家庭の推移



資料:こども課 各年3月末現在

6 婚姻・離婚の推移

婚姻率は年々減少傾向で、平成20年では4.7件となっていますが、県全体に比べて1ポイント低い状況です。

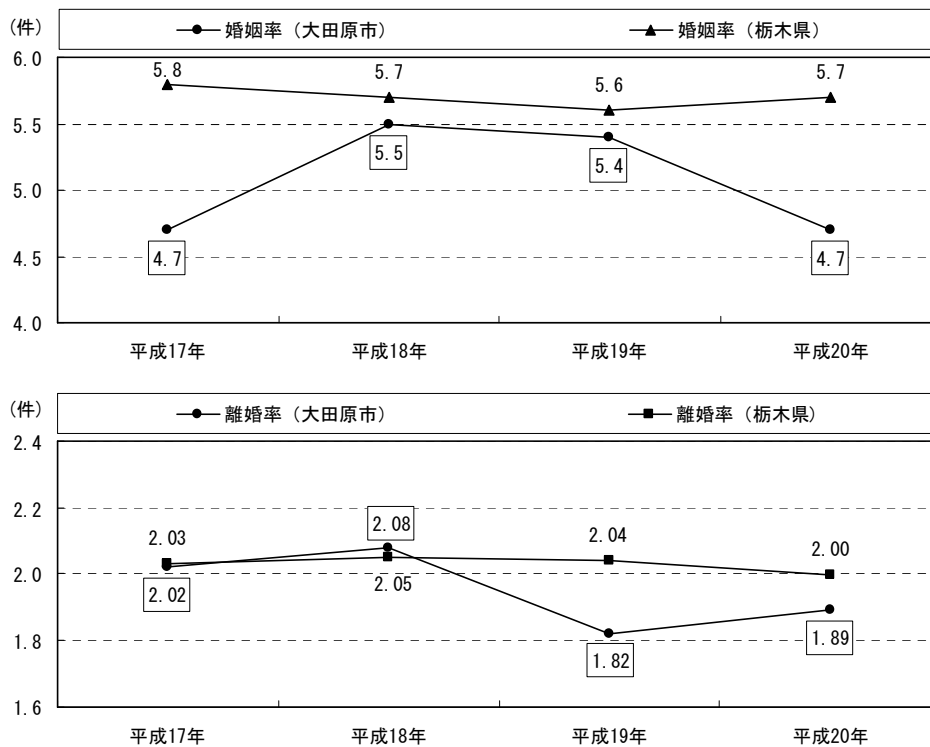
一方、離婚件数は県全体と比べて大きな差異は見られません。

■本市の婚姻・離婚件数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻件数	375	433	422	336
離婚件数	160	164	143	148

資料:栃木県人口動態総覧

■婚姻率・離婚率の推移（人口1,000人当たりの件数）

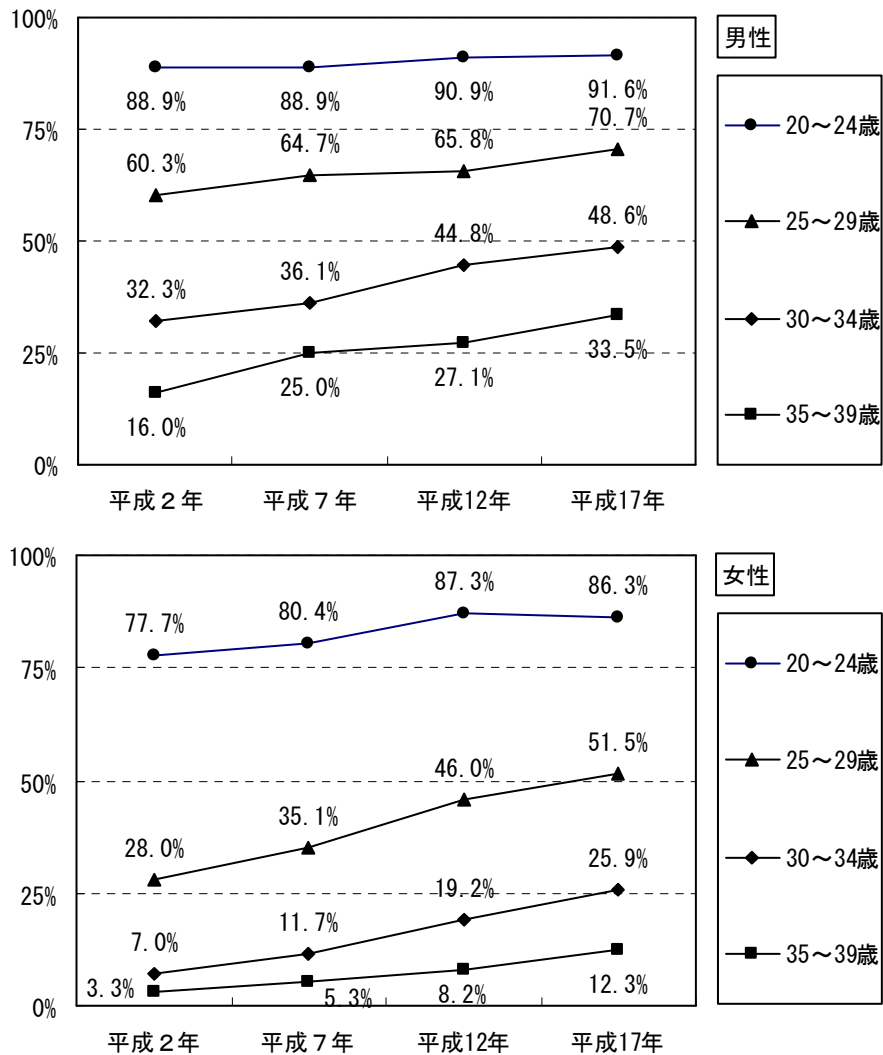


資料:栃木県人口動態総覧

7 未婚率の推移

ここ15年間で、全年齢ともに未婚率が上昇傾向にあることが伺えます。特に男女ともに30代における未婚率の上昇が高くなっています。

■ 未婚率の推移

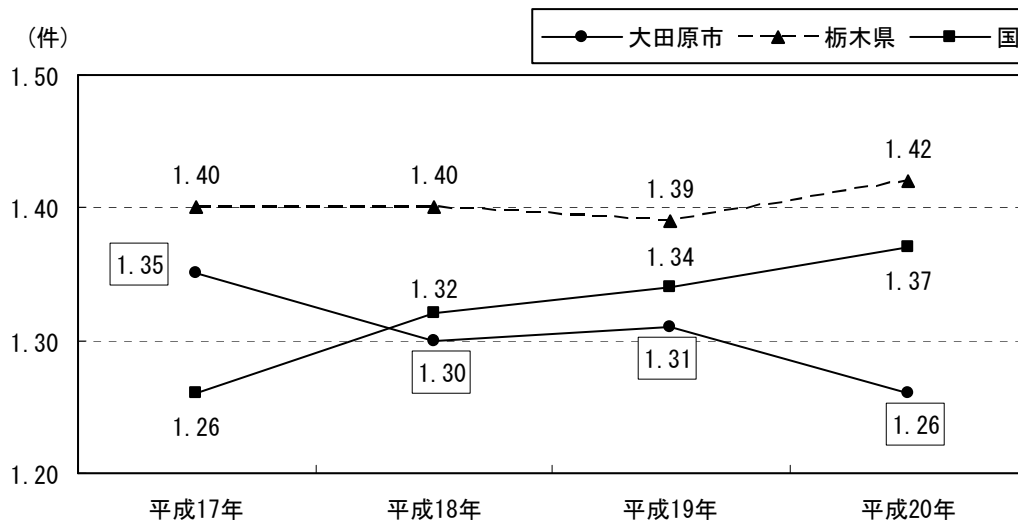


資料：国勢調査

8 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、本市は、県や国の推移より下回っています。
 なお、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.08といわれています。

■合計特殊出生率の推移



資料:栃木県人口動態総覧

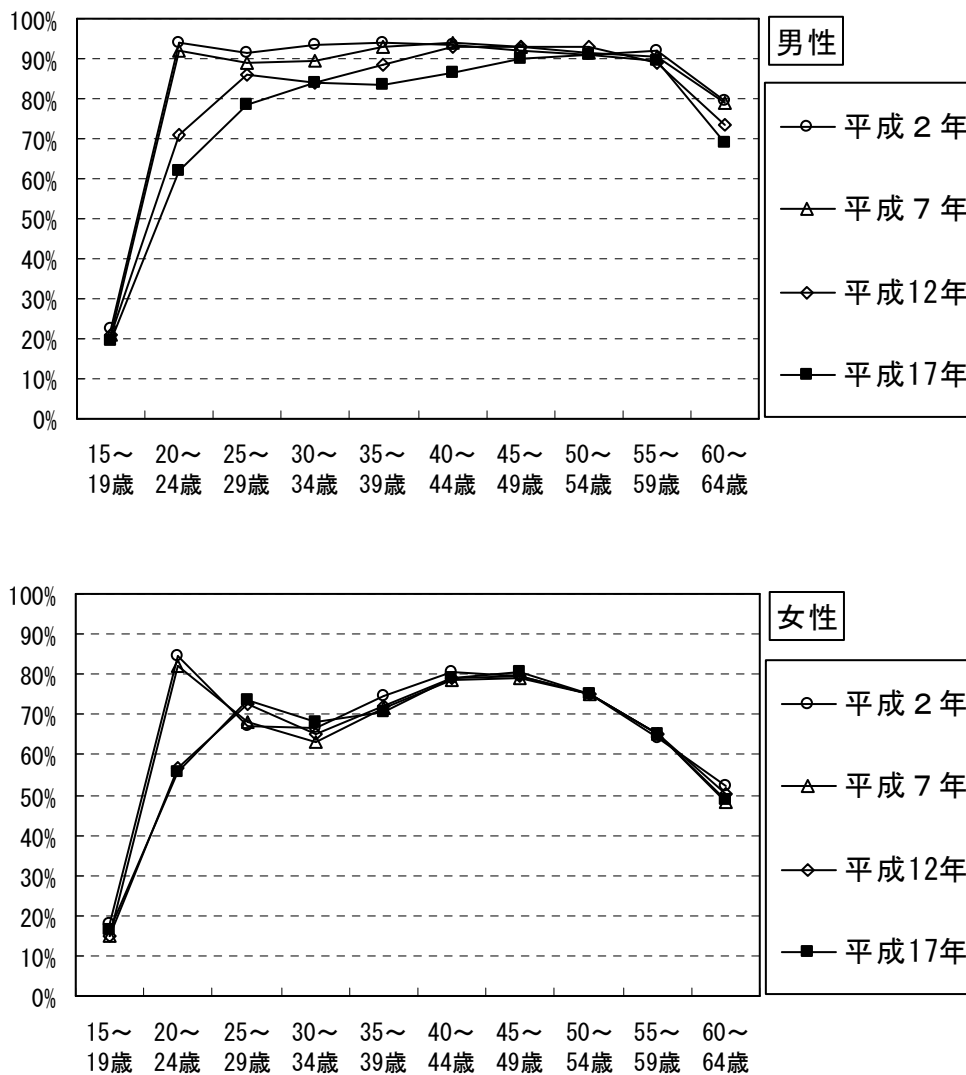
※平成20年の大田原市の数値についてはこども課による算出値

9 就業率の推移

男性の就業率では年齢ごとに低下していますが、女性では25歳以上で上昇しており、働く女性の割合が増えています。

また、女性の就業率を年齢に沿ってみると「M字曲線」を示しており、30代前後で結婚や出産のため離職する割合が高いことが伺えます。

■就業率



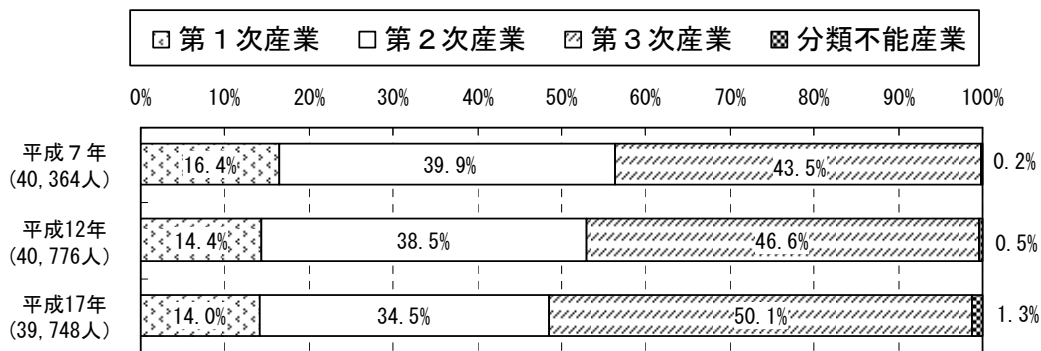
資料: 国勢調査

10 産業別就業者割合の推移

本市の産業別就業者数は平成7年の40,364人から平成21年に39,748人に減少しています。産業別就業者割合の全体推移では、第1次産業^{*1}及び第2次^{*2}産業就業者の割合が低下し、第3次^{*3}産業就業者割合が高くなっています。

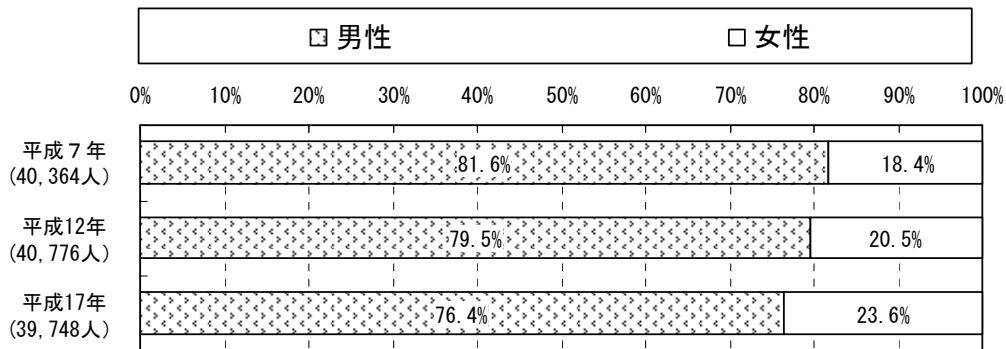
就業者割合の男女比は平成7年から平成17年にかけて女性の割合が若干高くなったものの、男性が7割を占めています。

■産業別就業者割合の全体推移



資料：国勢調査 パート就労含む

■就業者割合の男女比



資料：国勢調査 パート就労含む

^{*1}第1次産業：農業、林業、水産業など、狩猟、採集。

^{*2}第2次産業：製造業、建設業など、工業生産、加工業。電気・ガス・水道業。

^{*3}第3次産業：情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業など、非物質的な生産業、配分業。

第2節 子育て関連施策の現状

1 保育所の状況

平成21年3月現在の保育所は公立8施設、私立4施設の合計12施設となっています。

また、定員数は公立が695人、私立315人の合計1,010人となっています。

さらに、共働き増加による入所児数は増加傾向が続いており、平成21年の在籍園児数は定員の約14%増の1,150人となっています。

■保育所数 (単位：所)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公立の保育所数	8	8	8	7
私立の保育所数	4	4	4	4
合計	12	12	12	11

資料:こども課 各年3月末現在

■保育所数及び在籍園児数の推移 (単位：人)

	定員			在籍園児数		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
平成18年	960	705	255	1,019	714	305
平成19年	960	705	255	1,086	735	351
平成20年	990	705	285	1,111	744	367
平成21年	1,010	695	315	1,150	766	384

資料:こども課 各年3月末現在

■年齢別在籍園児数の推移

(単位：人)

	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成18年	1,019	56	138	186	216	212	211
平成19年	1,086	69	165	183	221	225	223
平成20年	1,111	71	162	203	218	230	227
平成21年	1,150	87	143	221	228	230	241

資料:こども課 各年3月末現在

■産休明け、0歳児保育実施箇所数

(単位：所・人)

	実施箇所数(所)		園児数(人)	
	公立	私立	公立	私立
平成18年	8	4	25	31
平成19年	8	4	31	38
平成20年	8	4	34	37
平成21年	7	4	49	38

資料:こども課 各年3月末現在

2 幼稚園の状況

平成21年5月現在、市内に幼稚園が9園あり、合計定員数は1,810人、園児数が1,117人となっています。

また、幼稚園児数は平成18年の1,277人に比べて、平成21年では1,117人と160人(14%)減少しています。

■幼稚園数及び在籍園児数の推移

(単位：所・人)

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
幼稚園の状況	施設数(か所)	9	9	9	9	
	定員(人)	1,810	1,810	1,810	1,810	
	在籍園児数	合計	1,277	1,272	1,175	1,117
		3歳児(人)	380	403	354	331
		4歳児(人)	451	407	417	358
		5歳児(人)	446	462	404	428

資料:こども課：5月1日現在

3 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況

平成21年5月現在、放課後児童クラブは12か所あり、総在籍者数は458人となっています。放課後子ども教室は3か所あり、27人が在籍しています。

■放課後児童クラブ実施状況 (単位：所・人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
児童クラブ数(所)	8	11	12	12
総在籍者数(人)	371	397	445	458
総指導員数(人)	23	38	36	36

資料：こども課 各年5月1日現在

■放課後児童クラブ別入会状況 (単位：人)

クラブ名称	在籍児童数	所在地	設置主体
さくら学童保育会	65	城山1-6-7	大田原市
美原児童クラブ	104	美原3-1-53	〃
わくわく学童保育館	28	美原1-18-8	〃
市野沢児童クラブ	50	小滝1118-8	〃
うすばアットホーム	41	薄葉1998-110	〃
紫塚児童クラブ	43	紫塚1-7-1	〃
黒羽学童保育会	20	黒羽田町473	〃
ゆづかみ児童クラブ	26	佐良土1396	〃
宇田川・学童幼児保育会	25	宇田川822-2	運営委員会
石上学童保育会	18	上石上1528	〃
学童保育館あすなる	16	佐久山2268-1	NPO法人
トータルサポートセンター空	22	親園824-1	〃

資料：こども課 平成21年5月1日現在

■放課後子ども教室実施状況 (単位：所)

クラブ名称	在籍児童数	所在地	設置主体
放課後子ども教室奥沢教室	9	奥沢175	大田原市教育委員会
放課後子ども教室羽田教室	9	羽田644	大田原市教育委員会
放課後子ども教室川西教室	9	黒羽向町618	大田原市教育委員会

資料：生涯学習課 平成21年5月1日現在

4 子育て支援施設の利用状況

子育て支援センターは、現在市内に3か所設置されており、子育てに不安や悩みを抱えているお母さんたちへの育児相談・情報提供を行い、利用者は増加傾向にあります。

また、子育てに関する不安・悩みの軽減や、地域の子育て支援体制の充実を図るために、地域の子どもや子育ての家庭が気軽に訪れることができる身近な交流の場として、子育てサロンが4か所、つどいの広場が2か所設置されています。

■子育て支援施設の利用状況

	子育て支援センター			子育てサロン			つどいの広場		
	か所数	保護者	乳幼児	か所数	保護者	乳幼児	か所数	保護者	乳幼児
平成18年度	2	4,700	5,885	3	4,173	4,991	-	-	-
平成19年度	2	5,268	6,416	3	2,696	3,075	2	5,051	6,302
平成20年度	3	8,983	10,775	4	2,586	2,948	2	5,211	6,257

資料:こども課 平成21年3月末現在

5 障害児の福祉サービス

何らかの障害があり、療育等の支援を必要としている児童のうち、障害福祉サービス（児童デイサービス、日中一時支援サービス）の利用状況は次のとおりです。

■児童デイサービス利用状況（単位：人）

事業者名	利用者数
トータルサポートセンター 空	16
那須共育学園	4
太陽の里	1
なすの園	8
こども館 くれよん	16
合計	45

資料:福祉課 平成21年3月末現在

■日中一時支援サービス利用状況（単位：人）

事業者名	利用者数
ケアステーション ナチュラ	2
太陽の里	3
トータルサポートセンター 空	26
那須共育学園	7
合計	38

資料:福祉課 平成21年3月末現在

第3節 母子保健事業の状況

1 母性及び乳幼児の健康の確保及び推進

■乳幼児健康診査を活用した親への相談支援等の実施

乳幼児健康診査、乳幼児健康相談及びその後のフォロー体制の充実（すこやか相談）を図っています。

また、平成16年度から心身の健康の保持・増進と発達障害の早期発見及び早期支援のために、5歳児健康診査を実施しています。

■発達段階に応じた食に関する学習や食育の推進

乳幼児健康診査時において、発達時期に応じた食育教室を実施しています。

また、保育園において食育の一環として食生活改善推進員の協力のもと、おやつ選び方や量について体験学習を実施しています。

■「いいお産」への教育と仲間づくり

妊婦教室を通して妊娠期から離乳食に向けた食育を中心に、育児のスタートの時期から子育て仲間づくりの支援を行っていきます。

■妊産婦に対する相談支援の充実

妊娠届出時の面接、助産師、保健師による妊産婦新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）を通じ、妊娠中及び出産後の健康管理と安心できる子育て支援を行っています。

■子どもと母親の健康確保

妊娠中の異常の早期発見及び適切な指導を行うとともに、妊婦の経済的負担の軽減のため、14回の健康診査受診券の交付、発達の節目に応じた乳幼児の健康診査の実施及び関係機関との連携の充実を図っています。

■発達に不安がある子どもに対する保健・医療の充実

健全発育を支援する観点から、乳幼児健康診査における早期発見及び早期対応を行っています。

また、障害児の二次的予防のため、医療・教育との連携及び個々に応じた療育支援を実施しています。

2 児童・生徒の健康の確保及び推進

■正しい生活習慣の基礎づくり及び疾病予防の推進

小児生活習慣病を予防するため、小・中学生を対象に「小児生活習慣病予防健診」を実施し、自分の体を知ることによって生活習慣を改善することができるよう、学校と連携して実施しています。

■口腔衛生向上のための歯科保健の推進

むし歯を予防し口腔衛生を向上させるため、小・中学生を対象に「フッ化物洗口」と「むし歯予防講話会」を学校と連携して実施しています。

■思春期保健対策の向上と健康教育の推進

心身共に成長が著しく人間形成にとって重要な思春期に、正しい知識を身につけると共に自己決定能力を育成するため、小・中学生を対象に「思春期教室」を医療機関、学校と連携して実施しています。

第4節 ニーズ調査による子育て家庭の現況

1 ニーズ調査の概要

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）第8条に規定する大田原市次世代育成支援対策行動計画～子育て応援プラン～後期計画の策定にあたり、子育て支援における仕事と生活の調和の実現や親の就労と子どもの育成の両立を支える支援、子どもの健やかな育成を支えるサービスについて、現状と今後の施策の目標を把握することを目的として調査を行いました。

■調査期間

平成20年12月4日～平成20年12月15日

■配布状況

	調査対象者	対象者(人)	備考
1	就学前児童保護者	3,007	0～5歳の児童を持つ保護者 ・0歳～3歳の未就園児は郵送（無作為抽出） ・0～3歳未満児で就園している場合は施設配布 ・3～5歳児は施設配布（保育所・幼稚園）
2	小学生児童保護者	1,435	小学2年生、5年生の児童を持つ保護者 市内小学校にて配布
3	妊産婦	347	市内在住で本人が妊産婦である者（無作為抽出）
	計	4,789	

■回収結果

	対象者	回収数(部)	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,942	64.6
2	小学生児童保護者	1,229	85.6
3	妊産婦	153	44.1
	計	3,324	69.4

■図表の見方

- ・百分率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを示しています。そのため、単一回答（回答が1つだけのもの）の回答比率の合計が100%にならない場合があります。
 - ・グラフ中の計は、その項目の回答者の実数で、比率算出の基礎となっています。
- ※調査票は設問の回答により他の設問へ誘導されたり、回答者を限定したりしていますが、万が一間違っても回答していても回答者のご意見を尊重するために、そのまま集計しています。従って、前後の設問で、整合性が保たれていない場合があります。

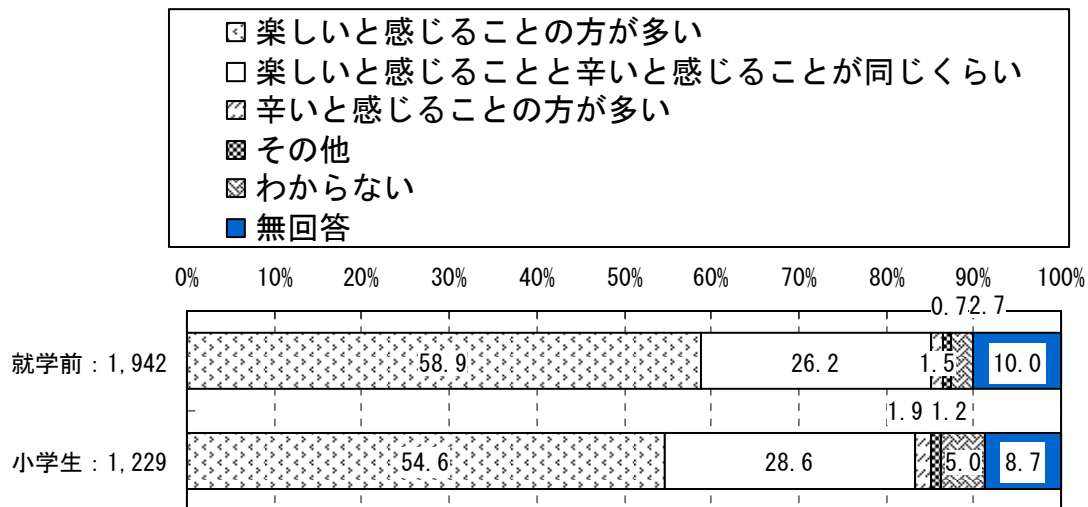
2 ニーズ調査の結果からみた子育て家庭

(1) 子育ての様子

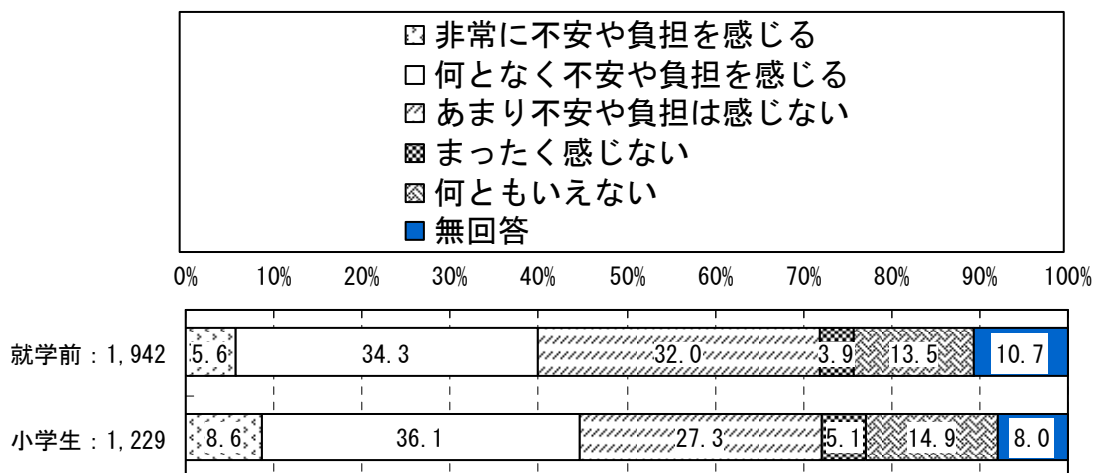
○子育ての充実感、不安・負担感について

子育てが「楽しいと感じることの方が多い」と5割の保護者が回答しています。しかし、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」、「辛いと感じることの方が多い」と回答した人もおり、4割の保護者がなんらかの不安や負担を感じています。

■子育ての充実感



■子育ての不安・負担感



資料：ニーズ調査

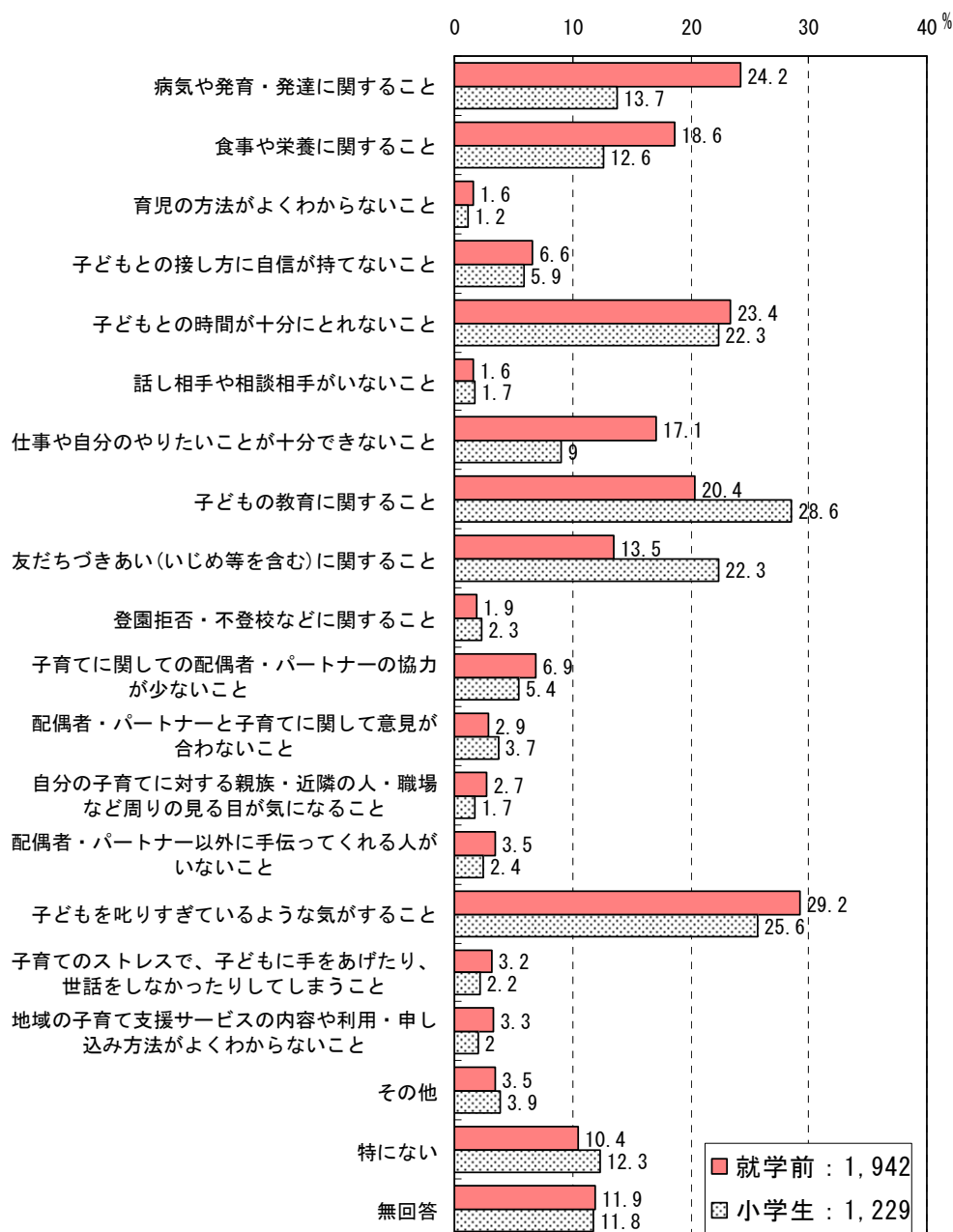
(2) 悩みや相談の様子

○子育てに関する日常の悩み

就学前児童保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間が十分にとれないこと」など子どものしつけ、身体状況に関する悩みが多くなっています。

また、小学生児童保護者では「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「子どもとの時間が十分に取れないこと」、「友だちづきあいに関すること」が多くなっており、就学前児童保護者が抱えている悩みとは、傾向が異なっています。

■子育てに関する日常の悩み



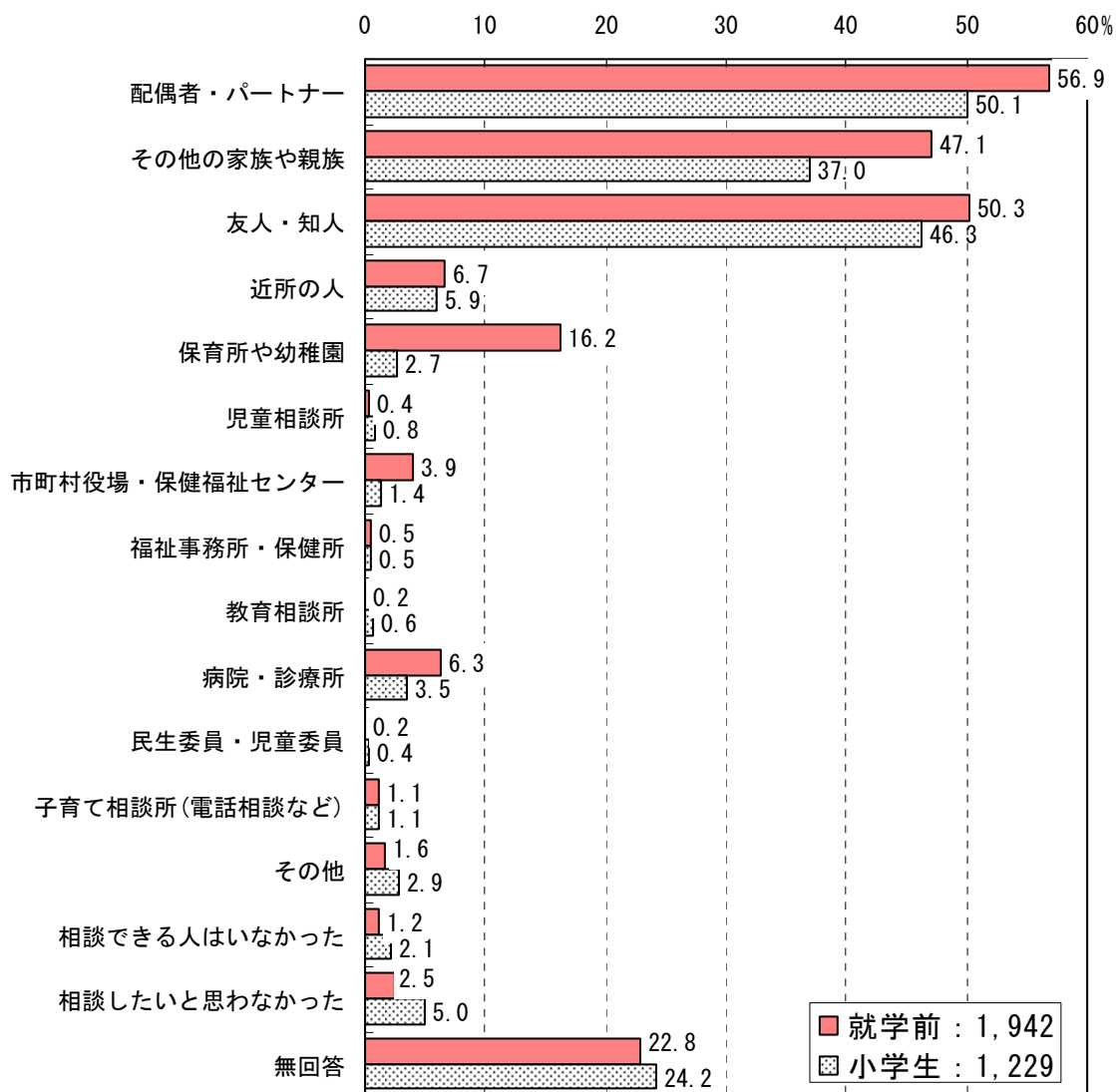
資料：ニーズ調査

○悩みの相談相手

就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、「配偶者・パートナー」、「友人・知人」と回答した人が半数を超え、大半の人が身近な人に相談をしていることが伺えます。

こうした相談相手が子育てに関する正しい知識を理解していなければなりませんので、相談相手となる人への正しい情報提供が必要とされます。

■悩みの相談相手



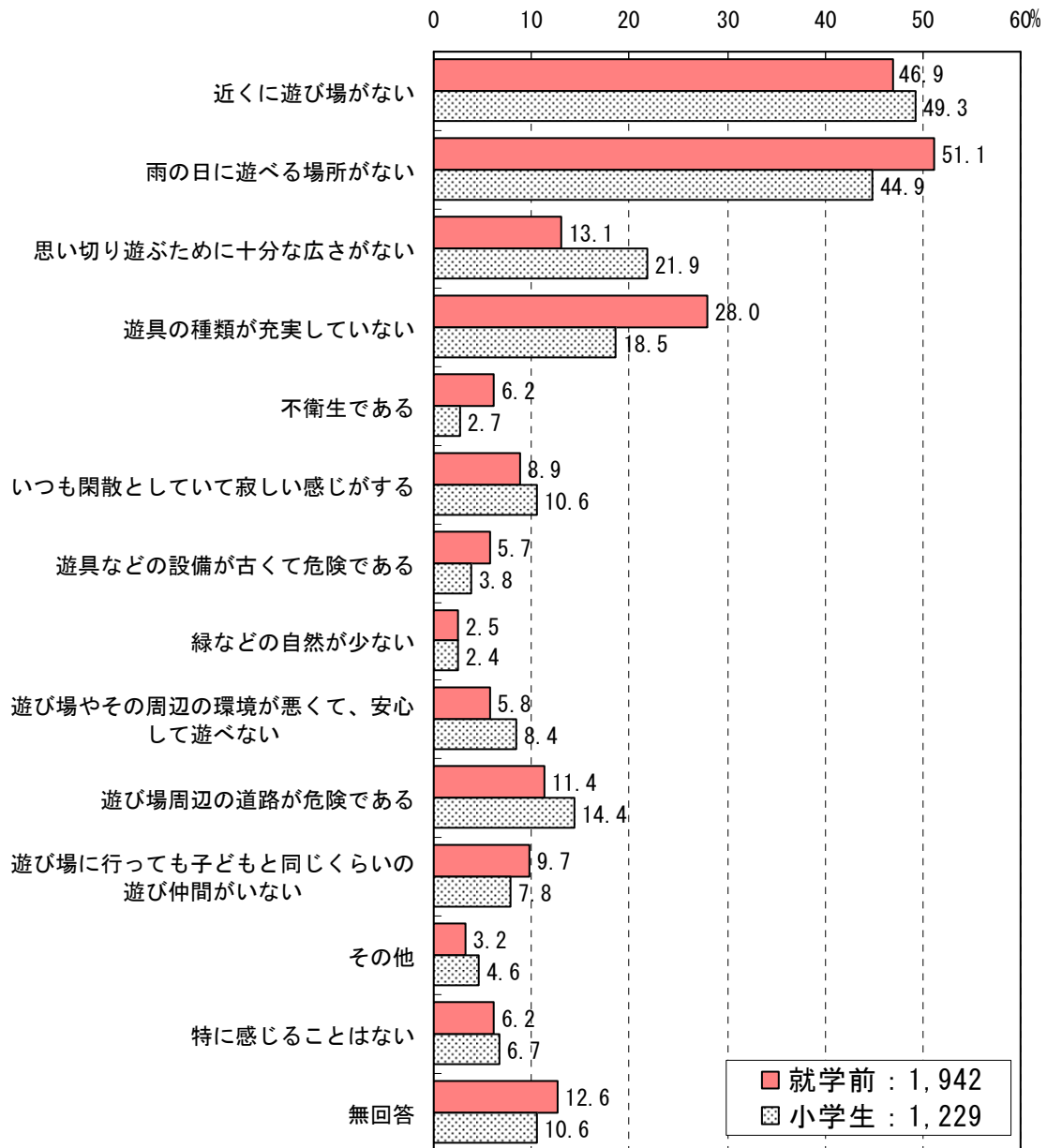
資料：ニーズ調査

(3) 子どもの遊び場

子どもの遊び場については、「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」が上位になっています。

小学生児童保護者では、就学前児童保護者に比べて遊び方も幅広くなるため「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊び場周辺の道路が危険である」といった遊び場環境の改善が求められています。

■子どもの遊び場

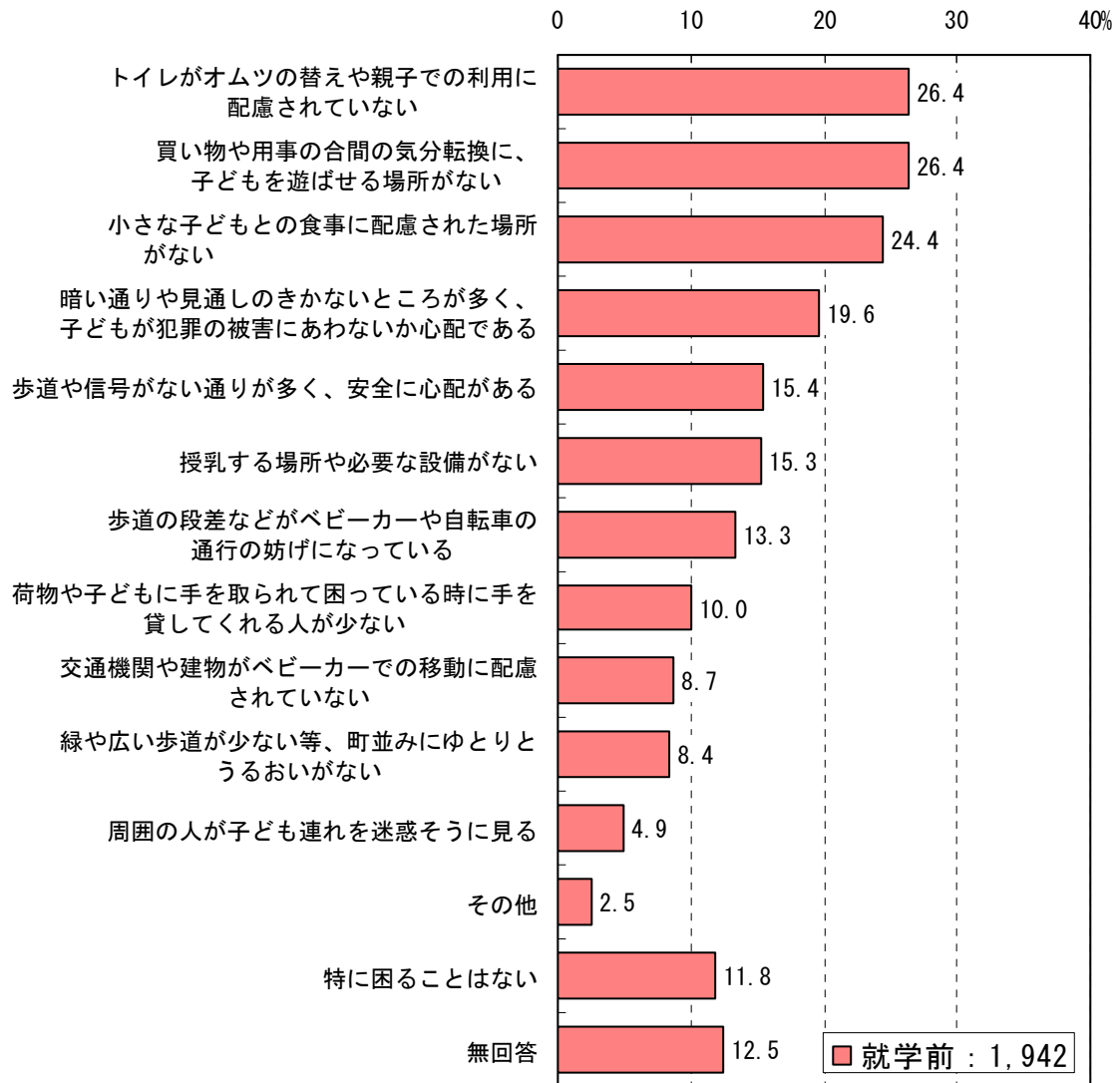


資料：ニーズ調査

(4) 子どもと外出する際に困ること

子どもと外出する際に困ることは「トイレがオムツの替えや親子での利用に配慮されていない」こと、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」ことなど子どもと一緒に利用するスペースの確保に関する要望が高くなっています。

■子どもと外出する際に困ること



資料：ニーズ調査

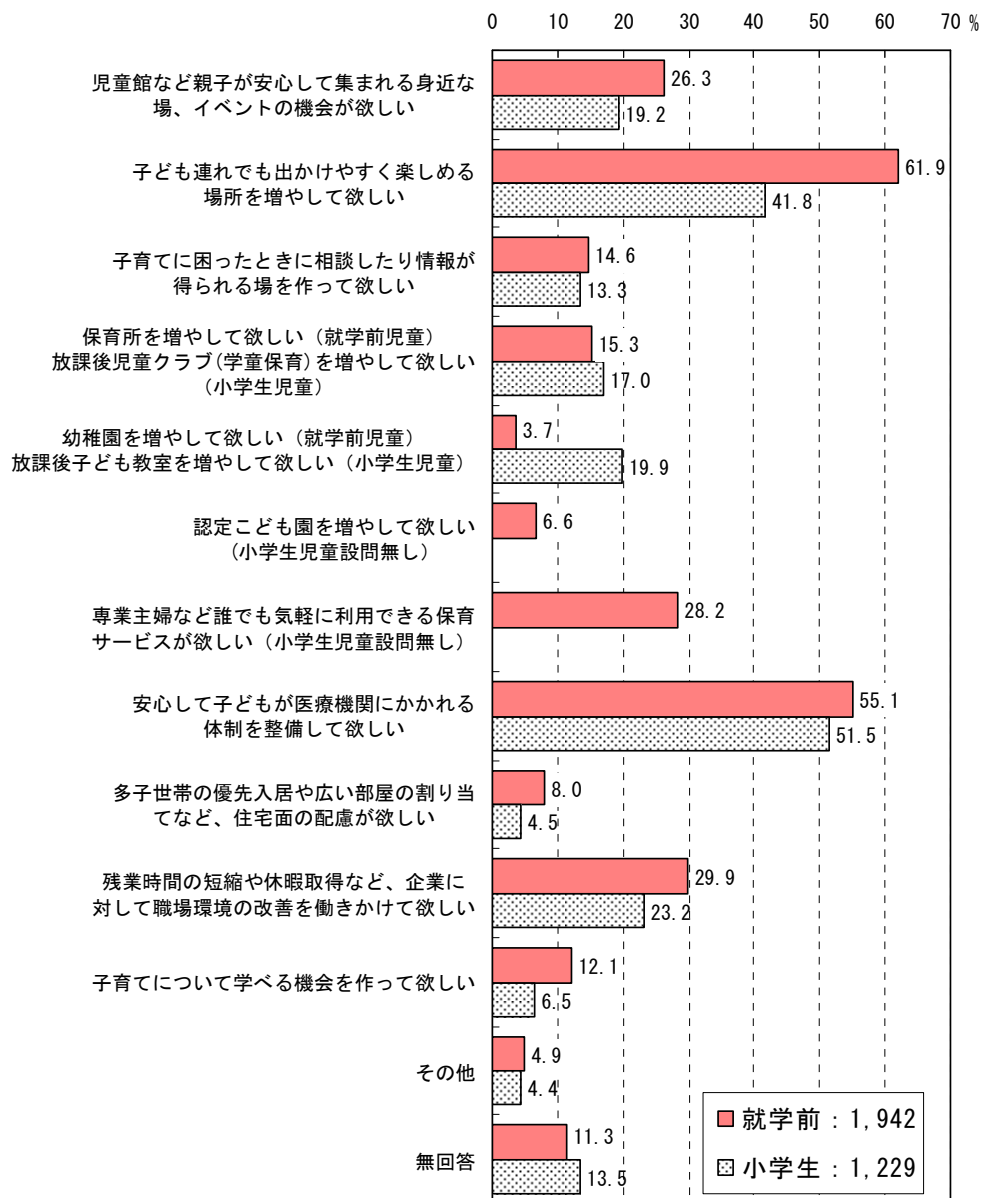
(5) 市に対して期待する子育て支援策

○就学前児童保護者、小学生児童保護者

市に対して期待する子育て支援策として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が上位を占めています。

また、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「児童館など親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」など遊び場に対するニーズが高くなっています。

■市に対して期待する子育て支援策

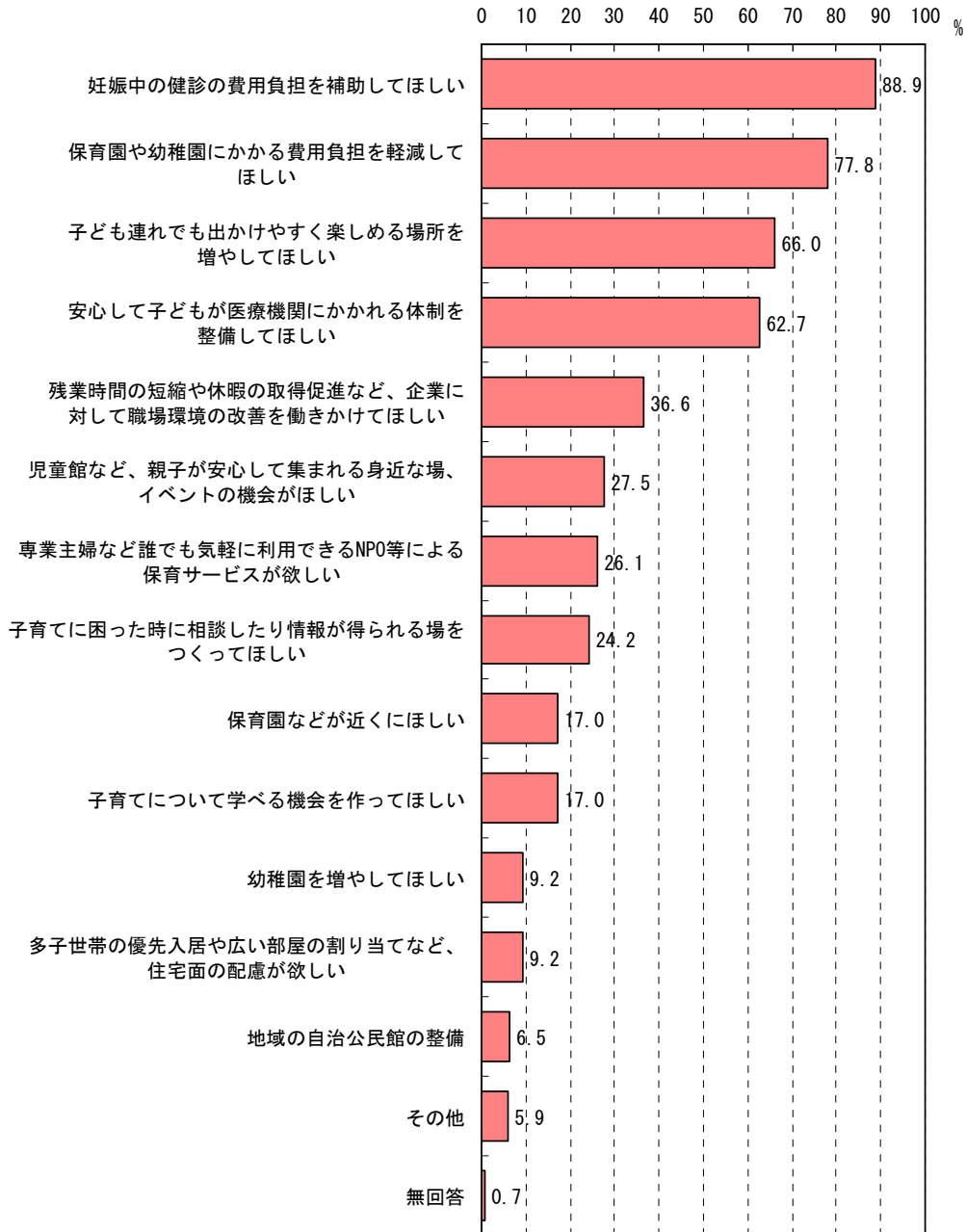


資料：ニーズ調査

○妊産婦

市に対して期待する子育て支援策として「妊娠中の健診の費用負担を補助してほしい」、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」など経済的支援についての要望が高くなっています。

■市に対して期待する子育て支援策



資料：ニーズ調査

第5節 前期行動計画の事業評価

前期行動計画において、地域における子育ての支援、母子の健康確保及び増進、子どもの健やかな成長に資する環境の整備、子育て環境の整備、職業と家庭の両立支援、子どもの安全の確保、要保護児童対策の推進の7つの基本方針のもとに位置づけられた65の事業の達成度（平成17～21年度中見込み）を庁内担当課が評価しました。

○事業の達成度

事業の達成度を3つの段階で評価したところ、55の事業が目標を達成、2つの事業が改善の必要であり、8つの事業が前期行動計画期間中に未実施という評価になりました。

達成度	施策・事業数	施策・事業名
目標達成	55	ファミリーサポートセンター事業の推進／子育てサロン事業の充実／つどいの広場事業の推進／通常保育事業／延長保育事業ほか50事業
ほぼ達成	2	子育て相談センター事業の充実／児童虐待防止のための普及、啓発
未実施	8	休日保育事業の推進／夜間保育事業の推進／特定保育事業の推進／子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の推進／子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進／子育て支援ネットワークづくり／多子世帯への住宅の確保／両親学級における父親の意識啓発

第6節 後期行動計画に向けての課題

社会環境の変化、子育て家庭へのニーズ調査、前期行動計画の評価などから分野別での課題が抽出されました。

分野別課題	統計データ等による 社会環境の変化	ニーズ調査からの要望	前期行動計画からの 課題
子育てについて	<ul style="list-style-type: none"> ●長期化する景気の低迷 ●30代の未婚率の上昇 ●近隣関係の希薄化などによる育児の孤立化・不安の増大 ●18歳未満の子どもを持つひとり親家庭の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の孤立化の防止 ●保護者の多様化する悩み ●子育て仲間が気軽に交流できる場の拡大 ●身近な子育てのサポート ●保育料などの経済的負担の軽減 ●子育て情報の提供 ●リフレッシュ保育 ●虐待予防 ●障害児への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援ネットワークづくり
母子の健康について	<ul style="list-style-type: none"> ●一人あたりの出生率の低下 ●若年・高齢出産の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●小児医療への支援 ●医療機関の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児相談体制の充実
教育について	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの減少による子どもの社会性の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ●「食育」の推進 ●心の教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児とのふれあい機会・体験機会の拡充
仕事と家庭の両立について	<ul style="list-style-type: none"> ●経済状況の悪化 ●働き方の見直しによる仕事と生活の両立 ●結婚や出産のため離職する割合が高い ●共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大 ●放課後児童クラブの利用増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の職場環境改善 ●保護者にとって就労と育児の両立で重要なことは職場や配偶者の理解 ●男性の家事、育児参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方の見直し等の広報・啓発の実施 ●両親学級における父親の意識啓発
生活環境について		<ul style="list-style-type: none"> ●子ども連れでの外出時のバリアフリー環境などが不十分 ●子どもが安心して遊べる場 ●公園の遊具などの管理 ●地域や学校ぐるみの防犯対策が必要 ●通学路の安全性の確保 	

第3章

後期行動計画の基本理念

第3章 後期行動計画の基本理念

第1節 基本理念

子どもを生み育てたいと願うすべての人が、自分らしい生き方をしつつ、安心と喜びと誇りを持って子育てができ、子どもたちが豊かな自然、文化、地域の温もりに包まれて、心身ともに健やかでたくましく育つ社会の実現に向けて家庭、地域、企業、行政など大田原市全体の力を合わせて取り組む必要があります。

本計画（後期行動計画）においても、前期行動計画の基本理念を受け継ぎ、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

(1) 子どもの発育支援

子どもが心身ともに健やかに育つように、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

(2) 子どもとともに成長する親への支援

すべての親が心身ともにゆとりをもち、子育てを通じて親自身も成長できるように支援していきます。

また、次代の親となる若い男女が子どもを生み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいをおして、子育ての喜びや楽しさを経験できるように支援します。

(3) 子どもが地域で育つ環境づくり

家庭で安心して子育てできるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。

子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら育てできる地域づくりとそのためのネットワークづくりを推進していきます。

本市では子どもが地域の中でたくましく育ち、また、すべての家庭が子育ての責任を自覚し、親自身も子育てを通じ成長することができ、さらに地域では、子育てを社会全体で行うものとする共通認識のもと子育てを支援します。

なお、本計画の目指すべき理想像を広く住民に知ってもらうため、3つの基本理念に基づいた、

「子育て環境日本一を目指して」

を本計画のキャッチフレーズとします。

第2節 基本的視点

本市は国が示した「行動計画策定指針」に基づき、後期行動計画を策定します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

(4) 社会全体による支援の視点

市はもとより、企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するように取り組みます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもや虐待等の子どもなどに十分に配慮し、広く全ての子どもと家庭を支援します。

(7) 地域で支援する視点

次世代育成支援対策は市だけではなく住民、NPO、子育てサークル等の地域団体、社会福祉協議会や民間事業者など地域全体が取り組むべき課題として、協働して子育て家庭を見守り、支援する視点で取り組みます。

(8) サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図ります。

(9) 地域特性の視点

人口構造、産業構造、社会的資源の状況を踏まえて、大田原市の特性を活かした取り組みを進めていきます。

第3節 基本目標

基本的視点を踏まえ、基本理念の実現のため、次の7つの基本目標を掲げ各施策・事業を推進していきます。

1 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える地域の子育て支援サービス、保育サービスを提供していくほか、子育て情報の収集、提供、子育て支援団体などのネットワーク化、経済的負担の軽減を推進します。また、児童の健全育成を推進します。

2 母子の健康確保及び増進

母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できるような環境の整備をするとともに、すべての子どもたちが、より健康的な生活が送れるよう、発育・発達への支援を充実させ、併せて親子に対する食育を推進します。また、小児医療の充実、不妊に対する支援にも取り組んでいきます。

3 保護が必要な子どもや家庭への支援

児童虐待の防止、ひとり親家庭などの自立支援、障害児やその家庭など、保護を必要とする子どもや家庭のための支援を推進します。

4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

5 仕事と子育ての両立の推進

女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事を持つ母親が増えており、こうした家庭を職場、地域全体で支援していくほか、男女の働き方の促進や男性の家事・育児参加の促進をしていきます。

6 子どもの安全の確保

事故や犯罪の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、総合的な対策を推進します。また、犯罪やいじめなどにより、不安や悩みを抱える子どもの保護を推進します。

7 子育てを支援する生活環境の整備

良好な住宅環境の整備や安心して外出できる環境の整備など、安全・安心なまちづくりを推進し、子どもやその親を取り巻く生活環境を整備します。

第4節 施策の体系



第4章

基本施策

第4章 基本施策

第1節 地域における子育ての支援

1 地域子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

都市化などによる近所づきあいの希薄化により、子育て中の親同士の交流や地域社会での人と人とのつながりが少なくなり、子育てに関する不安を抱えて孤立してしまう母親が増加しています。こうした状況を踏まえ、子育ての孤立感や不安を軽減するために、気軽に相談することができる体制の整備や子育てに関する情報提供を積極的に推進していくことが必要になります。

本市では地域の子育てを支援する事業として子どもとその保護者の居場所づくりとして地域子育て支援センターを運営し、子育て情報の発信、子育て相談の実施など子育ての孤立感や不安の軽減を図ってきました。さらに、援助を必要とする人、行いたい人、それぞれが会員となり、お互いに援助し合うファミリーサポートセンターを設置し、地域から支える体制づくりをしてきました。

今後もすべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるように、地域における子育て支援に関する環境づくりが求められます。

《今後の取り組み》

子どもは「地域みんな」で育てていくものという観点に立ち、地域による子育て支援環境づくりの整備をし、子育て中の親が気軽に参加し、交流する場の充実を図ることで子育ての不安や負担の軽減に努めます。

また、ファミリーサポートセンターは事業開始から2年経とうとしていますが、未だに知らない人がいるため、健診や公民館事業等、多数の人が集まる時にパンフレット等を配布し、事業の周知及び会員の増加に努め、講習会等が定期的に行えるように努めます。

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の充実	子育ての援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリーサポートセンターの充実を図ります。	こども課
子育て支援センター事業の充実	指導員により子育てに対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、子育て家庭に対する育児支援を推進します。	こども課
つどいの広場事業の充実	地域の協力を得て、子育て中の親子が気軽に相談や交流ができるつどいの広場事業の充実を図ります。	こども課
子育てサロン事業の充実	子育て中の親子が気軽に訪れ、子育て相談や情報交換・親子交流などを行う子育てサロンの充実を図ります。	こども課

2 保育サービスの充実

《現状と課題》

近年、長引く社会経済の低迷に伴う共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は一層高まり多様化しています。

そのため、通常の保育に加え、一時預かり保育、延長保育、病後児保育などの多様化する保育需要への対応が課題となっています。

安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの提供、サービスの質的向上を図ることが必要になります。

《今後の取り組み》

保育サービスの基盤整備については、私立保育所との連携と併せ、公立保育所の整備、充実、幼保一元化も視野に入れ待機児童が発生しないように努めます。

児童が健やかに生活できる保育環境の整備や保育サービスの情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業の充実	保護者の労働や疾病などにより、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かることにより仕事と家庭の両立支援を図ります。 産後休暇及び育児休業明けなど、出産後も働き続けることができるよう乳幼児保育事業の充実を図ります。	こども課
延長保育事業の充実	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を預かる延長保育事業の充実を図ります。	こども課
休日保育事業の推進	日曜・祝日等の保育需要に対応するため、休日保育事業の実施を推進します。	こども課
夜間保育事業の促進	保護者の就労などにより、延長保育時間を越えて保育を必要とする夜間保育事業を促進します。	こども課
障害児保育事業の充実	集団保育が可能な障害児を通常保育の中で健常児とともに保育できるよう受け入れ体制の充実を図ります。	こども課

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業の充実	保護者のリフレッシュ、疾病、冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要になる児童を預かる一時保育事業の充実を図ります。	こども課
特定保育事業の推進	パート就労や介護のため、週2.3日又は、午前か午後のみなど必要に応じて利用できる特定保育事業の実施に努めます。	こども課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の推進	保護者等の仕事が夜間になり、子どもの保育が困難な場合に預かるトワイライトステイ事業の実施に努めます。	こども課
子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進	一時的に家庭で養育できない子どもを短期間預かるショートステイ事業の実施に努めます。	こども課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児・体調不良児対応型）の充実	病気回復期にあるため、集団保育が困難な子どもを一時的に預かる病後児保育事業の充実及びPRに努めます。	こども課
幼稚園預かり保育事業の促進	通常の保育時間終了後も園児を保育する預かり保育など、幼稚園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	こども課
幼稚園園庭園舎開放事業の促進	地域の子どもたちに、幼稚園の園庭・園舎の開放や、親子交流事業など、幼稚園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	こども課
保育施設等の整備	保育園整備計画を策定し、民間委託等も含め検討します。	こども課

3 児童健全育成の推進

《現状と課題》

保育需要に関しては就学前児童に限られたことではなく、小学生となっても両親が共働きのため、放課後家に帰っても誰もいない家庭が増えています。

また、将来の問題として児童の減少により、集団生活における仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後の居場所づくりが必要となっています。

本市の学童保育の利用は平成21年5月1日現在で公設民営8館、民設民営4館、在籍児童数458人と年々増加傾向にあります。今後も需要の伸びが考えられることに加え、保育環境の問題や一部の地域では場所の問題もあるため調整が必要となっています。地域によって子どもを取りまく状況が違うことから、地域の実情にあった児童の健全な育成の取り組みを検討することが求められます。

《今後の取り組み》

学童保育の受入定員の拡大に向けた調整を図るとともに環境整備等の質的向上を目指します。

また、地域住民・大学生等との世代を超えた交流を図ることで子どもの社会性を育てていきます。

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	こども課
地域活動における世代間交流	自治公民館、子ども会育成会、学校支援地域本部、放課後子ども教室などにおける地域のスポーツ活動、伝統行事等を通じ、世代を超えた交流を促進します。	生涯学習課
中高生乳幼児ふれあい体験	中高生が、保育所や幼稚園などにおいて、職場体験をする乳幼児ふれあい体験事業の推進を図ります。	学校教育課 商工観光課

4 子育て支援情報の充実

《現状と課題》

近所づきあいの希薄化などにより、子育て中の親同士の交流や地域社会での人と人とのつながりが少なくなり、子育てに関する情報が得にくい状況となっています。

このため、子育てに関する不安を抱えて孤立してしまう母親が増加しています。

こうした状況を踏まえ、より快適な子育てを支援するためには、本市で子育てをするうえで必要となる情報を整理・選別し発信していくことが必要です。

本市ではホームページで子育て支援に関する情報の掲載や子育てに関するガイドブックを配布するなど情報提供を行っていますが、ニーズ調査の自由回答から「子育て情報が少ない」や「ホームページ上の子育て情報を充実して欲しい」といった要望も多いことがうかがえます。

これまで以上に子どもが生まれてから健康診断や予防接種、各種助成制度など子育てに関するサービスを一元的にまとめた情報の提供が必要とされています。

また、子育てを社会全体で支援するためには子育てサークルや関連団体、地域、保育所、幼稚園、学校、公民館、図書館などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動等の情報を分かりやすく保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。しかし、こうした団体や組織はそれぞれ単独で子育て支援活動を行っているのが現状です。今後、一層の活動の拡大と充実を図るためには、各関係機関、組織同士が連携して子育てに関するサービスと情報の共有化を図り、効率的・効果的にサービスの提供を図ることが望まれます。そして、保護者をはじめとする地域住民の理解と協力を啓発していくことが必要です。

《今後の取り組み》

さまざまなサービスや情報が子育て家庭に対して効果的、効率的に提供されるように努めます。また、子育てサークルや関係機関との連携による、総合的な支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援情報の充実	新生児訪問や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。併せて、市のホームページにおける子育て支援情報の充実に努めます。	こども課

事業名	事業内容	担当課
子育てに関する意識啓発	核家族化の進行や就労する母親の増加等の中で、子育てを地域で支えていくという意識の醸成を図るため、様々な機会を通して子育てに関する意識啓発に努めます。	こども課
子育て支援ネットワークづくり	地域での子育て支援を行う体制づくりをめざし、子育てサポーターの養成やNPO法人の活用等による子育て支援ネットワークづくりを推進します。	こども課

5 経済的負担の軽減

《現状と課題》

近年、親が希望する子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ない傾向にあります。その原因の一つとしてあげられるのが経済的負担の大きさです。出産費用や子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費などの子育て費用が親にとって大きな負担となっている現実がうかがえます。

また、少子化の進行が続けば、社会全体の活力が失われるなど深刻な影響が出るものと考えられています。

妊産婦のニーズ調査では、市に期待する子育て支援策（P28 参照）として「妊娠中の健診の費用負担を補助してほしい」、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」という回答が多く、経済的な負担の軽減についての要望が高くなっています。

前期行動計画同様、各種手当や助成制度などの経済的な支援の継続をするとともにその普及啓発が必要となっています。

《今後の取り組み》

少子化への対応や健全な児童の育成のため、適正な経済的支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
保育料の軽減	保育所入所児童の保育料は、国の基準より軽減しており、今後も継続して実施します。	こども課
幼稚園就園奨励費補助金の支給	私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励の助成措置を継続して実施します。	こども課
幼稚園児健康診断補助金の支給	私立幼稚園の健康診断費の一部についての助成措置を継続して実施します。	こども課
各種手当の支給・医療費等の助成	子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子宝祝金等の支給やこども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課 国保年金課

事業名	事業内容	担当課
子育て支援券の周知及び推進	子育て支援券を利用することで、地域で子育てをする意識を高め、子育て基金の充実を図ります。基金活用事業については、ヒブワクチンの予防接種費助成金として子育て環境の改善充実を推進します。	商工観光課 こども課
チャイルドシート購入費補助金の支給	チャイルドシート着用の徹底を図り、幼児の交通事故防止のため、チャイルドシート購入費補助を継続して実施します。	総務課
小児慢性特定疾患手当の支給	栃木県が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業により発行する小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けた対象者に対して、市独自の特定疾患患者福祉手当を支給します。	福祉課

第2節 母子の健康確保及び増進

1 安心して出産できる環境づくり

《現状と課題》

近年の若年・高齢出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。若年出産では、当事者である両親の年齢がともに若いため、社会的、経済的にまだ自立できていなかったり、精神的に未熟な場合があります。また、出産を望んでいないこと、未婚で出産すること、妊娠したことを周りに相談できず不安や悩みを抱えてしまうことも少なからずあるのが現状です。そのため、本人の自覚と責任感と同時に、周囲の家族からの温かい支援が必要となります。高齢出産では、母子の健康状態が変化しやすいため、定期健診による健診などによる出産に向けた健康管理が求められます。

今後は、若年・高齢出産などリスクを抱えている妊産婦を早期に発見し、対処していくことが必要となってきます。

また、妊産婦が交通機関等利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマタニティマークの普及、啓発に努め、妊産婦にやさしい環境づくりを進める必要があります。

《今後の取り組み》

妊娠届の提出による若年、高齢出産などリスクを抱えている妊産婦の早期発見、支援をしていきます。また、妊産婦だけではなく、その父親、家族等も含めサポートできる体制を構築していきます。

さらに、社会とのつながりをもてるように、地域における子育て支援の情報をわかりやすく提供することや、訪問指導や子育て相談など身近で気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。妊婦教室において妊娠、育児、健康管理などの指導を行っていきます。

事業名	事業内容	担当課
安全な妊娠・出産の確保	安心して妊娠・出産できる環境確保のため、妊婦健康診査、成人T細胞白血病ウイルス抗体検査、妊婦教室、保健指導等を通じ、安全な分娩と健康な子どもの出生の支援に努めます。	こども課

事業名	事業内容	担当課
妊婦訪問指導の充実	若年妊婦、高齢妊婦、妊娠高血圧症候群、切迫流産など、危険度の高い妊婦に対し訪問指導を行い、出産に対する不安の解消に努めます。	こども課
不妊治療に対する支援	保険が適用されない高額な不妊治療は、精神的にも経済的にも負担が大きいため、不妊治療費の一部助成を実施します。	こども課
マタニティマークの周知・啓発	親子健康手帳とともに、キーホルダー等を配布することにより、交通機関での座席の譲り合い、受動喫煙防止等周囲の人達が妊産婦にやさしい環境づくりに参加できるように、マタニティマークの周知・啓発に努めます。	こども課

2 子どもと母親の健康の確保

《現状と課題》

少子化の傾向が高まる中であって、すべての母親が育児を安心して行うためには、それぞれの発達段階や状況における健康診査や保健指導の充実を図るなど、継続した母性並びに乳幼児の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

また、子どもの誕生は親にとって大きな喜びである反面、描いていた理想の育児、子育てと現実とのギャップや責任の重さから多くの不安や悩みを抱えます。

こうしたことから、子育てに対する不安を軽減するため、必要な知識や情報を習得できる教室や講習会などの機会の創出や子育て相談の充実が一層求められています。

《今後の取り組み》

子どもの健やかな成長のために、病気の早期発見を目指し、発達段階に応じた乳幼児健康診査の充実を図ります。

また、母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図るとともに、育児相談についての助言、指導方法の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
新生児・産婦訪問指導の充実	家庭訪問により、出産後の母体管理、乳幼児の異常発見、育児不安解消など状況に応じた保健指導の充実を図ります。	こども課
乳幼児及び児童・生徒の健康診査・相談の充実	乳幼児健康診査や相談指導を充実するとともに、児童・生徒に対する小児生活習慣病予防や歯科保健対策を推進し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携により、乳幼児及び児童生徒の疾病や障害などの状態に応じた発達・健康相談の充実を図ります。	こども課 学校教育課
健康づくりリーダー等の活動推進	子育てに対し、地域において主体的に活動し、実践しようとする者を育成し、地域ぐるみで健やかで元気な子どもの育成と子育て支援に努めます。	健康政策課 こども課
予防接種の推進	子どもの健やかな成長を促すため、各種予防接種の推進に努めます。ヒブワクチン及び子宮頸がんワクチン等の法定外予防接種についても周知に努めます。	こども課 健康政策課
発達に不安がある子どもへの支援の充実	発達に不安のある子どもに対し、その子の特性に合わせた適切な支援を継続的に推進し、さらに支援の充実を図るため、国際医療福祉大学をはじめ関係機関との連携強化に努めます。	こども課 学校教育課

3 食育の推進

《現状と課題》

近年、伝統的な食文化が失われつつあることから、欠食や孤食、栄養素摂取の偏り、小児の肥満や思春期のやせ型の増加、さらには食の安全など子どもの「食」をめぐる問題はますます多様化・深刻化しています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で子ども一人ひとりの「食を営む力」を育む「食育」の推進を図る必要性が一層求められています。母子の健康の確保のため、妊娠前からの適切な食生活に向けての支援もより重要になってきています。

本市では保育所、学校に出向き朝食の大切さやバランスの取れた食事などの食に対する関心を高めていますが、一方では家庭環境の複雑化に伴い、「早起き・早寝・朝ごはん」が実践できていない家庭が増加しつつあります。

今後は地産地消(地元で生産された農作物などを地元で消費していくこと)の推進などを含めた食育について、関係機関、団体などが連携をとりながら、より効果的な取り組みを進めていくことが重要です。

《今後の取り組み》

より効果的に食育を推進するためには、適切かつ一貫した情報が提供されることが重要です。そのため、子育て家庭に対して「食」への関心を高め、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考により良い「食」のあり方について一層の意識啓発を図ります。

また、保育所や学校などでは、子どもの成長段階や理解度に

応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。日々の給食そのものの食体験が望ましい食卓のイメージにつながるよう献立に配慮し、食事の楽しさを実感できるように努めます。

事業名	事業内容	担当課
食育の推進	保育所や学校での給食への取り組みの充実(旬を知る、安全な食材、地場野菜の導入)をはじめ、食に関する学習や情報提供に取り組みます。	こども課 学校教育課 生涯学習課 農政課
食育教室の充実	公立保育所の年長児を対象としたのびのび教室において肥満予防対策を図り、また妊婦教室の中で実習を通し、バランスの取れた食事の指導・改善に取り組みます。	こども課

4 思春期保健対策の充実

《現状と課題》

思春期は大人の体と子どもの心を持ち、身体の著しい成長にとまどいながらも心の成長が追いつこうとする非常にアンバランスな時期です。親をはじめ周囲の大人は、こうした思春期の特性を十分理解し子どもと接することが必要ですが、残念ながら、子どもたちと学校や親、周囲の大人との間の意識のギャップが大きいのが現状です。

また、子どもたちはテレビやゲーム、週刊誌、漫画などによる情報の洪水にさらされ、加えて、携帯電話やパソコンなどの普及によって、情報の入手手段が多様化しています。

これらのことが思春期の好奇心と相まって性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる懸念があります。

子どもたちの発育に応じて、適切な教育、対応を行うことが必要であるため、家庭・学校教育及び地域保健との連携が一層求められています。

《今後の取り組み》

学校では、保健体育、道徳、特別活動および総合的な学習の時間で男女の性や性感染症予防、飲酒・喫煙、薬物などに関する教育を行い、専門家の活用による指導体制を確立するなど、教育体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
思春期保健対策の充実	家庭や学校との連携を図りながら、性に関する意識の普及啓発を行い、望ましい意思決定ができるよう支援するとともに、発達段階に応じた性教育や思春期相談等に努めます。	こども課 学校教育課

5 小児医療の充実

《現状と課題》

新型インフルエンザの流行や突発的な病気、不慮の事故などへの不安から、小児医療に対しての保護者の期待は依然として高いものがあります。

ニーズ調査からもその傾向はうかがえ、子どもの成長によっても高まりをみせています。かかりつけ医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。ニーズ調査では、市に対して期待する子育て支援策（P27 参照）として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」という要望が多くなっています。

そのため、小児科専門医の減少が懸念される中であっても、小児医療の充実を目指すためにはより一層の近隣自治体、医療機関との緊密な連携を図ることが求められます。さらに、適切に医療機関を受診するための保護者への家庭での初期診断知識の普及や継続的に子どもの発育を観察するかかりつけ医を持つことも必要となっています。

《今後の取り組み》

地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。

また、子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、親を対象とした講座の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。また、救急搬送関係者との連携による病院前救急を含めた子どもの命を守る救急医療体制の推進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
小児医療体制の充実	県、近隣自治体、医療機関と連携・協力を図り、小児初期・二次・三次の小児救急医療体制の充実に努めます。	健康政策課
病気や事故への適切な対応	子育て支援施設や各種健康診査の場などにおいて、子どもの急な病気や不慮の事故の際の対応について、事故防止パンフレットの配布や講習会等を開催します。	こども課

第3節 保護が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

《現状と課題》

子育て世帯の減少や近所付き合いの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増す中、親自身の日常における生活上のストレスや悩みなど、家庭内におけるさまざまな要因が複雑に絡み合い、それらの大人の心のゆがみは、弱い子どもたちへの虐待として現れ、後を絶ちません。

本市では、家庭相談員が中心となり、児童相談所、民生委員・児童委員などの協力において、子どもとの関わりやさまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めています。

さらに、対応が困難なケースについては、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関によって構成する要保護児童対策地域協議会において、ケースに応じた支援のあり方を協議し、問題解決にあたっています。

親子を孤立させないよう、地域における関わりに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

《今後の取り組み》

現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、保健センターにおける健康診査、相談事業、家庭訪問などの母子保健活動や相談業務をはじめ、学校、保育所の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、要保護児童対策地域協議会の協力を得ながら、虐待を受けている児童や、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの充実	教育・福祉・医療・警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を活用し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、若年母子に対する支援の充実に努めます。	こども課
児童虐待防止のための普及、啓発	広報、市ホームページ、ポスター等を通して児童虐待未然防止等の周知、啓発を図ります。	こども課
相談体制の充実	児童相談等の受理機関を市が担い、家庭相談員等の相談体制の強化・資質向上に努めます。	こども課

2 ひとり親家庭への支援

《現状と課題》

離婚などにより急増しているひとり親家庭では、経済的自立や家事・子育て援助などの問題を抱えています。特に、母子家庭では、母親自らが生計を担うと同時に子どもを扶養しなければなりません。

本市では、ひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給などにより経済的な負担の軽減とともに相談支援を行っています。

今後、ひとり親家庭の安定した生活に向けて、それぞれの抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要となっています。

《今後の取り組み》

本市のひとり親家庭は横ばいに推移していますが、児童扶養手当支給件数は増加傾向となっていることから、親子の暮らしの安定を支援するため経済的な支援を進めます。また、母子自立支援員を配置し、自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
県及び母子寡婦福祉団体との連携の推進	県及び母子寡婦福祉団体と連携し、自立・就業のための各種講習会、一般・専門(弁護士)相談、日常生活支援事業等ひとり親家族に対するきめ細かな支援策の展開に努めます。	こども課
就業支援の推進	ひとり親家庭の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所や地域職業訓練センター等と緊密に連携し効果的な就業支援を図ります。	こども課
相談体制と情報提供の充実	子育てや生活、就労などさまざまな分野の窓口として、母子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について関係機関と連携し情報提供に努めます。	こども課

3 障害児への支援の充実

《現状と課題》

障害や発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

近年では学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症など、療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもに対する対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります。また、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、生活を通じてともに成長できるような支援や環境づくりが大切であるとの考えが広まりつつあります。

本市では平成21年3月に策定した「大田原市障害者福祉プラン」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などで障害の早期発見に努めるとともに、一貫性のある療育を提供できるよう支援しています。また、障害児の療育に対する保護者の不安を軽減するため、保健・医療機関や施設と連携し、療育施設の整備や機能強化を図るとともに、保護者が安心して療育が行えるよう相談支援の充実を図っています。

ライフステージに応じた適切な支援が求められるとともに、障害のある児童の介護は保護者が主に行っていることから、保護者の負担軽減を含めた支援が必要とされています。

《今後の取り組み》

障害のある子どもの親の中には、子どもの介護に負担を背負っている人が少なくありません。各種相談支援体制の充実を図るとともに障害の早期発見・早期療育に努め、障害のある子どもの社会的自立の支援を進めていきます。

また、学校や関係機関と連携を図りながら、相談体制やケアマネジメントによるサービス提供や情報提供の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
相談・指導・支援の充実	障害児の相談・指導・療育の充実を関係機関の連携により図ります。	福祉課 こども課
生活支援の充実	在宅の障害児の療育訓練が受けられるよう、児童デイサービス事業等の充実及び施設で短期間預かるショートステイ事業等の生活支援を図ります。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
社会参加への促進	福祉サービスの利用により、外出等がより気軽にできるよう支援します。	福祉課
放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ推進	学童保育館において、障害の程度に応じた障害児の受け入れを推進します。	こども課

第4節 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

1 家庭・地域の教育力の向上

《現状と課題》

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。

こうしたことから家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。

本市では福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性、重要性など理解を深めるための学習の機会を提供しています。しかし、地域によって未開設であったり、学校開放講座開設が減少しつつあるため、開設校の確保が必要となっています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

《今後の取り組み》

保育所、幼稚園、学校などにおいて、子どもと一緒に親も育つことの意識啓発を図りながら、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。さらに、親が気軽に家庭教育に関する情報の獲得や子育ての相談ができる体制の整備に努めます。

また、地域の教育力の向上を図るため、保育所、幼稚園、学校と地域の交流、地域の人材の発掘と活用に努めます。

事業名	事業内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	子どもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割について、保護者自身が学習する機会の充実及び情報提供に努めます。	学校教育課
地域における指導者の活動推進	地域での子育て支援に携わる「家庭教育オピニオンリーダー連絡会」の活動の推進を図ります。	生涯学習課

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

《現状と課題》

国際化や情報技術等の進展が著しい中、これからの教育は社会変化に対応することができるように子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

本市においては各小中学校での特色ある学校づくりの取り組みの充実に努めました。学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等の育成とともに、子どもに目的意識や興味・関心を持たせ、「確かな学力」の向上を目指しています。

また、基礎学力の向上や体力づくりはもちろんのこと、心豊かな個性の育成や道徳教育などにより、他人を思いやり、命の大切さを学べる経験が必要となります。

特に新しい家庭を持ち、命を育てていくことの大切さをあらためて啓発していくことが必要となっています。

《今後の取り組み》

少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材活用などによる多様なプログラムを積極的に取り入れることなどにより、学校教育におけるきめ細やかな指導を進め、知識・技能・体力の向上を図ります。新学習指導要領の円滑な実施に努め、児童生徒に応用力や発展的な学力を含めた確かな学力を身につけるとともに情報教育、小学校英語活動、進路指導などの一層の充実に努めます。

さらに、児童生徒からの相談に適切に対応できる学校の相談体制の充実に努めるとともに、各校に配置された相談員の横断的連携の強化、保健師や家庭相談員、民生委員・主任児童委員などと連携し、相談、支援の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
確かな学力の向上	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、決め細やかな学習指導と評価を研究することにより、確かな学力と学ぶ力の向上に努めます。	学校教育課
豊かな人間性の育成	子どもの発育・発達段階に適した体験的学習活動等により、強調、思いやる心、感動する心を育てるように保健教育、安全教育、食育等を通して豊かな人間性の育成を図ります。	学校教育課
健やかな身体の育成	生涯にわたり運動やスポーツを実践する資質や能力を身につけ、健康なライフスタイルを確立できるよう保健教育、安全教育、食育等を通して健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
幼児教育の充実	幼児期にふさわしい教育環境を整備するため、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図るための研修を充実させるとともに、幼稚園・保育所・小学校間の連携の推進を図ります。	学校教育課 こども課

3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

《現状と課題》

非行や不登校、引きこもりなど様々な問題が深刻化し、新たな問題として青少年の社会的自立の遅れが生じています。このため、学校、家庭、地域社会及び関係団体等がそれぞれ連携して、青少年の健全育成に取組み、社会全体で青少年を守り支えるネットワークづくりを進める必要があります。

近年、メディアやインターネットによる有害情報の氾濫や24時間営業店舗が多くなり、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

インターネット上の有害情報・いじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用実態を把握し、情報のフィルタリングの普及促進を進める必要があります。

《今後の取り組み》

性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されることから、行政関係機関、PTA等の地域住民が連携、協力して実態を調査し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないように家庭、学校、地域における情報モラル教育を向上させ、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事業名	事業内容	担当課
青少年の健全育成の推進	書店やネットカフェ等への立ち入り調査を実施し、青少年が有害情報に巻き込まれないような環境づくりに努めます。	生涯学習課

第5節 仕事と子育ての両立の推進

1 仕事と子育ての両立の推進

《現状と課題》

少子化の進行が著しく、あわせて子育てに対する負担感が増す中においては、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女がともにバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが重要です。

自治体では男女共同参画社会構築に向けての取り組みや、各企業や事業所においては、仕事と生活の両立を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向けてのさまざまな制度の導入など、時代の流れの中での対応がなされてきています。しかしながら、社会の中で男女がおのおの果たしてきた役割に対する意識や、社会経済が低迷する中での雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状です。引き続き、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、制度の活用がしやすい職場環境づくりに向けての啓発が必要です。

また、家庭生活においては、男女が家事・育児を分担・協働し、共に家庭を築いていくことが必要です。そのためには、一人ひとりの市民が固定的な性別役割分担意識を見直すことが必要となっています。

少子高齢化が進む中、家庭において男女が協力して子育てを担っていくこと、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育てを支援する体制を整備することが必要となっています。

《今後の取り組み》

家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めるとともに、男女共同参画社会形成の講座や講演会等の開催及び情報提供に努めます。

家庭において男女が協力して子育てを担っていくために男性の家庭への参画を啓発します。各教室等など講座での男性の参加啓発を継続して行うとともに男女共同参画社会の啓発により、育児・家事への男性の参画を促進します。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めるとともに、男女共同参画社会形成の講座や講演会等の開催及び情報提供に努めます。	企画政策課
父親の育児参加への推進	妊娠届や健診時の面接において、父子手帳等の配布を通して育児への積極的参加を推進します。	こども課
就業環境の整備促進	事業主に子育て支援体制の必要性についての啓発を行うとともに、育児休業制度等の周知を働きかけます。	商工観光課
再雇用制度の促進	妊娠・出産・育児等を理由に退職した人の再就職を支援するための情報提供を行うとともに、事業主に対する再雇用制度の周知を働きかけます。	商工観光課
特定事業主行動計画の推進	市職員における、育児及び就学前児童への養育等のため、仕事と子育ての両立できる環境づくりを推進します。	総務課

第6節 子どもの安全の確保

1 犯罪防止策の推進

《現状と課題》

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

現在、本市では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールなどの実施やこども110番「あんしん家」など地域住民の協力体制を進めてきました。

しかし、ニーズ調査において子どもと外出する際に困ること（P26参照）では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が上位に挙がっており、近年増加する凶悪犯罪への不安などがうかがえます。

今後も地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要となります。

そのためには、保育所、幼稚園、学校、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した防犯情報のネットワークを強化し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を充実させることが不可欠です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識のさらなる醸成と技能の取得促進を図るとともに、地域での声かけなど自主防犯対策の啓発と日々の実践もより必要です。

《今後の取り組み》

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどの関係団体への子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報の提供、共有化の取り組みを充実させます。

また、子どもの緊急避難場所となるこども110番「あんしん家」の拡大、自治会等で組織した自警団等による地域防犯パトロールを支援するとともに、保育所、幼稚園、学校の安全対策を一層強化し、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
こども110番「あんしん家」の協力推進	地域の協力によって設けられた「あんしん家」が不審者に対して抑止力になっているため、今後も「あんしん家」と学校・警察等が連携、協力して子どもの安全確保に努めます。	学校教育課
地域での見守り体制の充実	学校・PTA・地域ボランティアなどの街頭指導・防犯パトロール活動のより一層の充実を図ります。	学校教育課 総務課

2 交通安全教育の推進

《現状と課題》

本市は保育所、学校等を通じ交通安全教育を実施しており、児童・生徒の交通安全意識高揚に努めています。

一方、6歳未満児のチャイルドシートの着用義務については、乳幼児の交通事故防止の観点から正しい着用法と着用の意識啓発を行っていく必要があります。

今後も子ども、妊産婦、子ども連れの家族が安全に安心して道路を利用できるように総合的な交通安全対策が必要です。

《今後の取り組み》

子どもを交通事故から守るため、保育所、幼稚園、学校、警察、関係団体が連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開します。

またPTAや学校、関係者の協力を得て、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	子どもたちが、正しい交通ルールと思いやりのある交通マナーを身につけるよう、保育所、幼稚園、学校等で交通安全教育の徹底に努めます。	総務課
親に対する啓発・情報提供	子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を様々な機会を通じて実施します。また、チャイルドシート着用等乳幼児の安全のための情報提供に努めます。	総務課

3 不安を抱える子どもの支援体制の充実

《現状と課題》

少子化や核家族化の進行、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心や他人への思いやり、倫理観や正義感の弱まりが見受けられ、犯罪やいじめ・不登校などが社会問題となっています。

精神的苦痛を軽減して立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくためにカウンセラーを活用して継続的なカウンセリングをしていくことが重要です。また併せて、保護者に対する助言等、相談体制の充実を図る必要性があります。

義務教育卒業後、社会や地域になじめず、学業や就業を持たない子どもに対しても関係機関と連携し、継続的な支援を行う必要性があります。

《今後の取り組み》

不登校に悩む子どもの居場所づくりや引きこもりがちな子どもへの訪問指導の実施、また、いじめや不登校などのさまざまな悩みに対し、家庭や学校において子どもや保護者が気軽に相談できる支援体制のより一層の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
適応指導教室の充実	不登校及び学校不適応傾向にある児童生徒の精神の安定を図り、自立を促し学校生活に適應できるよう「すばる学級」の一層の充実に努めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの活動推進	家庭環境や学校での不適応により精神的に不安定になった児童生徒に対し、カウンセラーが学校訪問をし、対話を通じて一人ひとりの心のケアを図る体制を充実させます。	学校教育課

第7節 子育てを支援する生活環境の整備

1 良好な住宅環境の整備

《現状と課題》

子育てを担う若い世代のために、広くゆとりのある住宅を確保し、良質な家族層向けの賃貸住宅を供給するとともに、市営住宅等の公共賃貸住宅への優先入居、持ち家取得に向けた情報提供や相談体制が求められています。

しかし、近年では、市営住宅の入居ニーズが高くなっている反面、老朽化が進んでいます。

こうしたことから、老朽化した市営住宅の建替えによる新たな住宅供給の整備が求められるとともに、その整備に際しては、子育て支援施設との一体的整備を進め、公共施設の利活用の観点にとどまらず、入居者および地域住民の子育て支援ニーズに対応していくことも重要な課題となっています。

《今後の取り組み》

子育て家庭に対して、市営住宅入居に関する優遇措置がとれるように調整を進めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯への住宅の確保	子育て世帯に対応した住宅の確保のため、市営住宅（再開発ビル内）の優先入居に努めます。	建築住宅課

2 安心して外出できる環境の整備

《現状と課題》

公園、交通機関、公共施設など、子どもや子ども連れの家族、障害のある子どもたちをはじめ、だれもが安心して快適に外出できる環境づくりが求められています。

少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがなされ、さらには、まち全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。

《今後の取り組み》

子どもや妊産婦をはじめ、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して歩ける道路や利用しやすい公園をはじめとする公共施設等の整備を図ります。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が地域社会で普通の生活を営む上で困難を感じることはないようなまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
歩道等のバリアフリー化	子どもが安全で安心して通行することができる道路環境を確保するため、歩道の設置を始め、歩道の段差の解消や通学路の改良など道路の整備を推進します。	道路建設課
ユニバーサル・デザイン化の推進	公共施設のユニバーサル・デザイン化の取り組みを推進します。	建築住宅課
子育てにやさしい環境の整備	公共施設、公園等において、子育て家庭に安心して利用できる施設の整備を推進します。	建築住宅課 都市計画課

3 出会いの場の提供、家族づくり支援

《現状と課題》

少子化の要因の一つとなっている未婚化は、男女の出会いの場や機会が少ないことが理由の一つであるという指摘があります。

結婚は、個人のプライバシーに関わる問題ですが、社会全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女が結婚しやすくなるよう、出会いや交流の場づくりを進める必要があります。

本市主催で、「出会い事業」を実施し、出会いを希望する人に情報提供を行い、イベントなどを通じて男女の出会いの場を創出しています。

《今後の取り組み》

出会いや結婚を希望する男女が着実な一歩が踏み出せるように、出会いと結婚を後押しする取り組みを推進します。

事業名	事業内容	担当課
出会い事業	結婚する意思があっても異性と知り合う機会の少ない未婚者を対象に、イベントを通して出会いの場を提供します。	企画政策課

第5章

計画の実現に向けて

第5章 計画の実現に向けて

第1節 計画の実現に向けて

「大田原市次世代育成支援対策行動計画」の実現に向けて、行政はもとより家庭、地域および企業での支援が不可欠であるため、各関係機関、団体と連携し、さまざまな施策を展開していきます。

1 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、親子の信頼関係を築く重要な場所であり、また、基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけを行う重要な役割があります。

特に親は、子育ての基本は家庭にあることを十分に自覚し、親として求められる優しさと厳しさを持って子育てをすることが必要です。また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、男性と女性がともに家事や育児に参画し、家庭・家族があらゆる面でゆとりを持って助け合うという意識を持つことが大切です。

2 地域の役割

地域は、家庭を支える最も身近な社会であり、子育て家庭が地域で孤立することがないように、近所が互いに助け合い、地域ぐるみで子育てを支援するという環境を築いていく必要があります。

また、子どもが育つ上で、地域社会での様々な体験活動やボランティア活動は重要な体験です。地域でのびのび活動できる遊び場や体験活動の場を提供し、地域に住む人々はそれぞれの持つ技術や体験などを、子育て支援のために積極的に活かします。

3 企業等の役割

企業等は、仕事と家庭の両立ができるように短時間勤務やフレックスタイム制の導入、育児・介護休業制度の定着、再雇用制度の拡充など雇用環境の整備を図り、家族がともに過ごす生活時間を確保する環境づくりへの取り組みが期待されます。

4 行政の役割

市は施策の実施主体として、子どもを取り巻く環境の変化や多様な保育ニーズに対応し、家庭、地域、企業等と連携協力しながら各種事業を計画的に推進します。加えて、この計画の内容を広く市民に知らせるとともに、毎年計画の実施状況を公表します。また、必要に応じて、国・県に対して支援の充実や制度の見直しを要望します。

第2節 目標事業量の設定

子育て支援サービス等の目標事業量を次のように設定し、具体的に取り組みを推進します。

(1) 地域子育て支援サービス

項 目	現状（平成21年度）	平成26年度目標値
ファミリーサポートセンター事業	1か所	1か所
地域子育て支援センター事業	3か所	4か所
つどいの広場事業	2か所	2か所
子育てサロン事業	4か所	4か所
通学区域内の子育て支援施設のある小学校区 (※地域子育て支援センター・つどいの広場・子育てサロン)	8か所	9か所

(2) 保育サービス

項 目	現状（平成21年度）		平成26年度目標値	
通常保育事業	11か所	1,130人	10か所	1,130人
特定保育事業	0か所	0人	0か所	0人
延長保育事業	11か所	110人	10か所	140人
障害児保育事業	11か所	17人	10か所	20人
夜間保育事業	0か所	0人	0か所	0人
トワイライトスティ事業	0か所	0人	0か所	0人
休日保育事業	0か所	0人	1か所	120人 (延べ)
病児・病後児保育事業（病後児対応型）	1か所	10日 (延べ)	1か所	24日 (延べ)
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）	2か所	128日 (延べ)	3か所	216日 (延べ)
一時預かり事業	7か所	1,500日 (延べ)	8か所	3,360日 (延べ)
ショートスティ事業	0か所	0人	0か所	0人
幼稚園預かり保育事業	9か所		7か所	
幼稚園園庭園舎開放事業	8か所		7か所	

(3) 児童健全育成

項 目	現状（平成 21 年度）		平成 26 年度目標値	
放課後児童健全育成事業（学童保育）	12 か所	445 人	12 か所	450 人
放課後子ども教室	3 か所		3 か所	

(4) 子どもと母親の健康確保

項 目	現状（平成 21 年度）	平成 26 年度目標値
健康づくりリーダー	156 人	220 人
子ども発達相談室	0 か所	1 か所

(5) 児童虐待防止対策

項 目	現状（平成 21 年度）	平成 26 年度目標値
児童虐待防止対策ネットワーク	1 か所	1 か所

(6) ひとり親家庭への支援

項 目	現状（平成 21 年度）	平成 26 年度目標値
母子自立支援員	1 人	1 人

(7) 障害児への支援

項 目	現状（平成 21 年度）	平成 26 年度目標値
放課後児童クラブにおける障害児の受入れ態勢の確保	6 か所	8 か所

資料編

○大田原市子育て環境づくり推進会議設置要綱

(平成 18 年 6 月 27 日告示第 83 号)

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に規定する次世代育成支援の子育て環境づくりを総合的に推進するため、大田原市子育て環境づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大田原市次世代育成支援対策行動計画の事業評価及び次期計画の策定について審議し、具体的な提案を行うこと。
- (2) その他次世代育成支援対策に関する必要な事項について協議すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、市長が委嘱又は任命する委員 35 人以内をもって組織する。

2 推進会議に、市職員等で組織する専門部会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○平成 20・21 年度 大田原市子育て環境づくり推進会議委員委嘱名簿

区 分	機 関 名	氏 名
保健、医療、福祉、教育、 雇用等に関する関係機関、 団体等の代表	大田原公共職業安定所	黒駒 雅俊
	栃木県県北健康福祉センター	大原 智子
	栃木県県北児童相談所	秋場 博
	大田原区長連絡協議会	今泉 宏
	大田原市小中学校長会	和知 要
	那須郡市医師会大田原支部	吉成 仁見
	那須共育学園	菊地 達美
	エルムの園	高秀 伸也
	大田原市民生・児童委員協議会連合会	大久保 征美
	大田原市商工会議所	本多 房雄
	黒羽商工会	山本 郁子
	湯津上商工会	鈴木 ソヨ子
	連合栃木那須地域協議会	安斎 鋼治
	大田原市女性団体連絡協議会	藤沼 久子(会長)
	大田原市食生活改善推進員協議会	天沼 巴子
15人		
児童福祉関係団体の代表	大田原市PTA協議会	戸邊 伸一
	大田原市私立幼稚園連合会	倉澤 陽子
	大田原市私立幼稚園保護者会	高林 美奈子
	大田原市学童保育連絡会	川島 富夫
	大田原市私立保育園	吉田 威男
	大田原市保育園保護者	佐藤 克行
	大田原市保育園(保育士)	金澤 フミ子
	大田原市保育園(保育士)	鈴木 久子
8人		
識見を有する者	国際医療福祉大学	江幡 芳枝
	大田原市家庭相談員	佐藤 育子
	〃 家庭相談員	熊田 玲子
	〃 母子自立支援員・婦人相談員	藤田 弘子
4人		
大田原市職員	大田原市副市長	蓮實 浩(副会長)
	〃 総務部長	菅谷 正男
	〃 財務部長	細小路 岳史
	〃 建設部長	山村 正博
	〃 保健福祉部長	佐藤 勝彦
	〃 産業文化部長	鈴木 清一
	〃 教育次長	雲井 定俊
7人		

○平成 21 年度 大田原市子育て環境づくり推進会議専門部会委員名簿

所 属		職	氏名
保健福祉部	こども課	保健福祉部長	佐藤 勝彦 (会長)
		こども課長	越井 二郎 (副会長)
		保育係長	市場 悦子
		母子健康係長	高橋 暁子
		しんとみ保育園長	小針 玲子
		子育て支援係長	飯島 敬子 (事務局)
		子育て支援係主査	鈴木 明美 (事務局)
福祉課	福祉支援係長	渡辺 照雄	
総務部	総務課	人事研修係長	佐藤 英夫
		交通対策係長	吉成 絹子
	企画政策課	男女共同参画係長	渡辺 由紀子
産業文化部	商工観光課	商業振興係長	藤原 和美
建設部	まちづくり推進課	市街地活性化係長	滝川 昌之
	建築住宅課	住宅係長	岸本 是美
教育委員会	学校教育課	学校教育係長	益子 正幸

○行動計画策定までの経過

年 月 日	事 項
平成20年12月4日～15日	ニーズ調査票発送・回収 (P21 参照)
平成21年6月24日	大田原市子育て環境づくり推進会議第1回専門部会 ・大田原市次世代育成支援行動計画について ・後期行動計画策定について
平成21年6月29日	第1回大田原市子育て環境づくり推進会議 ・平成20年度実施状況の公表について ・平成21年度行動計画について ・後期行動計画策定について
平成21年7月22日	大田原市子育て環境づくり推進会議第2回専門部会 ・前期行動計画の見直しについて ・後期行動計画の目標事業量について
平成21年7月31日	第2回大田原市子育て環境づくり推進会議 ・次世代育成支援後期計画策定に向けて ・後期行動計画における実施施策について (案) ・後期行動計画の目標事業量について (案)
平成21年11月16日	大田原市子育て環境づくり推進会議第3回専門部会 ・後期行動計画の基本施策について ・後期行動計画の目標事業量の決定について ・パブリックコメントの実施について
平成21年11月24日	第3回大田原市子育て環境づくり推進会議 ・これまでの経過について ・後期行動計画における基本施策について (案) ・後期行動計画の目標事業量の決定について ・パブリックコメントの実施について
平成21年12月21日 ～22年1月22日	大田原市ホームページ、公共機関にてパブリック コメント意見募集
平成22年1月22日	大田原市子育て環境づくり推進会議第4回専門部会 ・次世代育成支援後期行動計画～子育て応援プラン～ (案) について ・パブリックコメントの結果について
平成22年2月8日	第4回大田原市子育て環境づくり推進会議 ・次世代育成支援後期行動計画～子育て応援プラン～ (案) について ・パブリックコメントの結果について
平成22年2月19日	答申
平成22年3月31日	計画書公表

大田原市
次世代育成支援対策行動計画（後期）
～子育て応援プラン～

発行年：平成 22 年 3 月

編集：大田原市保健福祉部 こども課

☎ 0287-23-8932

FAX 0287-23-7632

ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp/>